

令和2年第5回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 令和2年6月4日(木)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和2年6月5日(金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 尾 崎 光 君    | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君  | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富士雄 君  | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君    | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君 | 12番 川 本 英 輔 君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |             |
|---------|-------------|
| 町 長     | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長   | 財 満 芳 洋 君   |
| 教 育 長   | 太 田 耕 樹 君   |
| 技 監     | 荒 木 勲 君     |
| 総 務 部 長 | 中 村 政 愛 君   |
| 民 生 部 長 | 大 畠 英 司 君   |
| 教 育 次 長 | 新 谷 裕 美 子 君 |
| 総 務 課 長 | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 企画財政課長  | 車 地 孝 幸 君   |
| 税務住民課長  | 松 谷 展 裕 君   |
| 民 生 課 長 | 宮 本 隆 一 君   |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 本 家 正 博 君 |
| 都市計画課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 学校教育課長     | 藤 原 文 代 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事 | 秦 正 憲 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |      |       |                               |
|------|-------|-------------------------------|
| 日程第1 |       | 「一般質問」                        |
| 日程第2 | 発議第2号 | 「国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書について」 |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時01分)

○議長(川本英輔議員) 改めまして、おはようございます。

ちょっと報告だけさせていただきます。

本日は、医療関係者、福祉関係者の皆様に対し、感謝の意を込めて行われるフライデーオベーションの日になっております。時間調整はさせていただきますけれども、調整がつかない場合は、一旦、休憩をして実施させていただきますので、御理解をひとつよろしくお願いいたします。

今日は2日目、一般質問に入ります。

傍聴席の皆様には、コロナウイルス予防対策の中、大変ありがとうございます。よ

うこそおいでいただきました。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、10名から12問の質問事項が通告されています。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際には、要点を絞って発言を願います。

また、再質問は5問までとさせていただきます。

4番主枝幸子議員から「小屋浦地区の定住対策」について質問願います。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 「小屋浦地区の定住対策」についてお伺いします。

西日本豪雨災害から間もなく2年が経過し、坂町では復旧・復興に向けて本格的な復旧工事が進められているところであり、被災前より安全・安心な地域となるよう願っているところです。

坂町では、被災された方が速やかに生活再建できるように、西日本豪雨の被災地の中でも最初に災害公営住宅を完成させ、被災者の入居が今年4月中旬から順次行われ、元の生活を取り戻すための新たな生活が始まっているところです。

また、若者世代の定住を促進するため、町有住宅の子育て住宅の家賃を今年4月から大幅に引き下げるなどの思い切った施策を実行されたことは、小屋浦地区の住民として大変ありがたく感じているところです。

しかしながら、小屋浦地区においては、人口減少に歯止めをかけるべき施策の取組が急務であります。小屋浦地区では保育園の整備も進んでおり、小学校も教室数にも余裕があります。

今後も、若者世代を中心にさらなる定住対策の促進に努めていただきたいと思います。ですが、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦地区の定住対策」の件につきましてお答えをいたします。

本町では、地方版総合戦略である坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、

「親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまち」を基本理念とし、均衡ある地域の発展のための事業を推進をしております。

小屋浦地区におきましては、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、人口減少に歯止めをかけることが喫緊の課題であることから、平成29年度に坂町有住宅の空き室を子育て世帯が入居できるように改修をいたしました。

平成30年7月の豪雨災害を受け、空き室を被災者向けの仮住居として無償提供をしておりますが、町有住宅の隣接に完成した災害公営住宅への入居が開始されたことなどから、現在、町有住宅から被災者の方々が退去されつつあります。

今後、再び空き室となった町有住宅への子育て世帯の入居を促進するため、災害公営住宅敷地内に町有住宅からのアプローチを容易にした子供広場を整備するとともに、家賃を大幅に引き下げるなど、子育て世代が入居しやすいような環境づくりに取り組んでいるところでございます。

御質問の、さらなる小屋浦地区の定住対策についてでございますが、まずは砂防堰堤の整備、道路・河川の復旧により、安全・安心に暮らせる環境を早期に実現させることが最優先であり、このことが小屋浦地区の定住促進につながるものと考えております。

また、定住施策として、引き続き、三世帯同居・近居住宅支援事業、子育て世帯引越支援事業、空き家改修等支援事業にも取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 入居に際してハードルが高かった家賃の引下げを求める一般質問もしてきましたが、この4月1日から町有子育て支援住宅の家賃が引き下げられました。家賃を引き下げた効果、その後の経過をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

4月1日より家賃を引き下げて運用を始めたところでございますが、まず、4月に一世帯、5月に一世帯の入居のほうがございました。現時点では、このほかに3世帯からのお問合せもありまして、そのうち2世帯につきましては、室内等の内覧についても行っているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） まだ2か月の短い時間なので、そんなに効果はまだまだと思いますが、これからだと思います。

次に、入居に対してハードルは低くなったんですが、入居をしていただくには周知の方法が最も大事だと思うんです。それで、入居募集について、幅広く周知するためにどのような広報、宣伝活動をしていらっしゃるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、このたびの住宅使用料の引下げにつきましては、広報さかへの掲載、あるいは議会を通じてマスコミ報道等がされたことによりまして、町内外に対して広く伝わったのではないかとこのように認識しております。

また一方で、今後につきましては、広報さかの活用についても当然ではございますが、子育て世帯の方を中心に配布されているタウン情報誌、そういったものも活用しながら、広報のほうは努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 今現在の周知の方法の答弁はお聞きしましたが、今後、さらなる広報、宣伝に関する今後の方針などがあればお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

入居者が子育て世帯ということを先ほどお答えいたしました。その中で、まず以前からお話ししておりますが、国道31号に面しているという条件もございます。こういったところを活用して、懸垂幕等の掲示も行ってまいりたいと思っております。

また、若い世代が対象でございますので、SNSやそういったものも活用するとともに、坂町という立地の条件を生かして、近接した都市に工場や会社、こういったものがあるところへも、積極的に子育て世帯に向けて、こういった町有住宅があるということをPRしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 町内にも町営住宅あるいは町有住宅と数はたくさんあるわけですが、ございますけれども、これまでと同じような入居募集では、これはなかなか実現せんと思います。今も担当課ともいろいろ協議しておりますけれども、やはり民間のディベロッパーに負けないような、坂町としてのそういう営業努力、これを徹底してやっていくことが、一日も早く若者世帯、子育て世代の入居につながってくるんだというふうにも思っておりますので、そういう観点からも、役所の形を取っ払って、本当に坂町の経営が成り立たなくなるんだというような強い思いで、しっかり広報活動もやっていきたいと思っております。

そういう面からも、議会の皆様にも、ぜひともそういう方がお近く、あるいは知り合いにおられましたら、この坂町の小屋浦町有住宅を広報、宣伝をしていただければ、また広い意味でこの入居にもつながってくるんだというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 何でもやれることはいろいろアイデアを出し合ってやっていけたらと思っております。

子育て住宅の入居を促すには、広報とともに住環境の整備もまた大切なものと思っております。特に子育ての中で乳幼児の移動については、ベビーカーは欠かせません。しかし、上の階に住む人は、子供をだっこして、買った荷物を持って、ベビーカーを持つといったらなかなか大変なことだと思うんですね。それでエレベーターがないのは分かってます。それで、1階の出入口の付近にベビーカーなどを収納する物置というか、子育て支援住宅に設けたらと考えますが、どのようにお考えになりますか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

ベビーカー等を収納する物置につきましては、まず、入居者の方の、少ない入居者の方にはなりますが、ニーズのほうをしっかりと把握して、やはり手元に置きたいと言われる方も中にはいらっしゃるかと思いますので、そういったニーズを把握しながら、あと敷地内のスペース、こちらのほうも限られてございますので、こういったスペースや、あと物置の種類とか構造とかにもよるとは思いますが、それに要するコスト等を総合的にまた勘案して、建設等に際して判断できたらというふうには考えております。

まずは、このたび、5世帯の方に入居の方が増えておられますけども、こういった方のニーズのほうをしっかりと聞いて、こういった施策のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「災害公営住宅の住民コミュニティは」について質問願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「災害公営住宅の住民コミュニティは」の件についてお伺いします。

西日本豪雨災害で被災された方々は、避難所生活から、その後、仮設住宅やみなし仮設住宅などで不安定な生活を余儀なくされてきました。

災害公営住宅の整備が完成し、現在はほとんどの入居希望者が入居されている状況です。私の知る範囲では、対応や住宅に関連する事柄にしましても、満足されている様子であると同時に、安堵されている状況を目にすることを喜ばしく感じています。

坂町の住民自治会は、坂地区、横浜地区、小屋浦地区の3地区に分かれ、その中に全部で17の住民福祉協議会があります。各地区ともに地域に居住する人たちの親睦と文化の向上、健康と福祉の増進を図るとともに、地域の発展を目指すことを目的に様々な活動が行われていますが、町内5か所の災害公営住宅にお住まいの方々の中には、以前住んでいた地域と異なる場合もあり、集合住宅に初めてお住まいになる方も多くおられるのではないのでしょうか。そのような場合のコミュニティづくりがさらに重要になると考えます。

町当局の考えを伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害公営住宅の住民コミュニティは」についてお答えをいたします。

平成30年7月豪雨災害で被災された方の見守り、相談支援等につきましては、保健師による戸別訪問の実施や、坂町地域支え合いセンター及び各関係機関と連携した生活再建と地域づくりを、皆様に寄り添い、共に考え、継続的に実施しているところでございます。

御質問の、災害公営住宅へお住まいになられる皆様のコミュニティづくりについ

てでございますが、本年3月に完成をいたしました災害公営住宅へ、現在、74世帯の方が入居されている状況でございます。

災害公営住宅へ入居される方につきましては、入居前より保健師及び坂町地域支え合いセンター職員が、皆様の身体状況に応じた部屋選びや申込み手続の御相談など、安心して入居していただけるよう皆様に寄り添い、支援を継続してまいりました。

また、新しい環境で生活を共にされる皆様のコミュニティーづくりの一助として、顔合わせ会を兼ね、他の被災地の災害公営住宅で実際に暮らしておられる方をお招きをし、勉強会などの開催や各地区の住民福祉協議会との交流会など、ボランティア団体等と協力したイベントを予定をいたしておりましたが、このたびの新型コロナウイルス感染拡大予防で延期を余儀なくされているところでございます。

このような中、現在は新しい居住地の近隣店舗や医療機関などを掲載した生活支援マップの配布や電話による相談受付、新型コロナウイルス感染予防対策を考慮した戸別訪問を継続的に実施をしております。

今後も、国、県からの新型コロナウイルス感染拡大防止のための対処方針に基づき、三つの密を避けるなど、少人数での勉強会や懇談会を徐々に広げ、地域住民との新たなコミュニティーづくりを支援をし、皆様に一日も早く新たな環境の中で穏やかに安心して生活していただけるよう、引き続き、取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 災害公営住宅の住民自治組織はどのように形成されているのでしょうか。具体的に説明をしていただきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

災害公営住宅内の住民組織はどうなるのかとの御質問ですが、例えば平成30年に新設されました平成ヶ浜中央の住民協の経緯を申しますと、居住されている住民の方から、坂町のいわゆる町内会とか自治会、または子供会などはどのようになっているのかとの問合せがございました。それを受けまして、坂町社会福祉協議会と町の総務課で住民福祉協議会とは何ぞやということにつきまして、住民の方への説明会を開かせていただきまして、住民の方がそちらのほうで新設ということになったものでございます。

このたびの災害公営住宅につきましては、新たな住民協をつくるのではなく、既存の住民協へ入られると伺っております。

また、住民福祉協議会での中の位置につきましては、各住民協で御判断をいただき、新たな行政区を立ち上げ、行政連絡員を増員するなどの検討をしていただいております。

このたびの災害公営住宅で申しますと、既に小屋浦住宅につきましては、新たな町内会を設立して行政連絡員を増員するとのことをお話を伺っております。

北新地住宅につきましては、現在、調整中のことでございました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 小屋浦住宅について、町内会を設立してから行政連絡員を既に増員が決まっているということですが、同じ入居戸数の多い北新地は調整中ということですが、このような時期で、みんなで話し合うということが難しいとは思いますが、早い段階での組織の形成を希望します。

次からが質問です。

町営住宅でも管理人を住民にお願いしているようですので、災害公営住宅も同等だと思いますが、管理人になられる方も、ほかの住民と同じく被災者であり、管理人という役割が負担にならないかなどが懸念されます。そのような場合のケアやサポートはどのように行うのか、管理人の役割を含め具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） 住宅管理人の行う役割及びサポートについての御質問というふうに認識しております。

住宅管理人の行う業務につきましては、坂町条例及び規則の中で、修繕すべき箇所
の報告あるいは入居者との連絡、それから町職員の事務の補助を行うというふうになっております。

また、これらにつきますサポートについてですが、基本的には役場の職員と密に連絡を取っていただくようになりますので、そういった中で何か御相談、あるいは問題ごとがあれば何うようにしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） ぜひ密に連絡を取り合って、サポートしていただきたい
と思います。

3問目です。

被災者にとって災害公営住宅への入居は、安堵とともに多少の不安も抱えている中
で、緊急事態宣言が発令され、拡大防止のために不要不急の最小限の外出と人との関
わりが少ない生活が続きました。世間ではコロナ不安症の増加を心配する声も聞かれ、
そのような中、災害住宅に入居された方々のコミュニティーづくりにも、コロナ発生
前と後では大きな変化が必要と思われます。

答弁に、国、県からのコロナ防止のための対処方針に基づいて地域住民との新たな
コミュニティーづくりを支援しとありました。活動内容を具体的に説明してください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

このたびのコロナウイルス、災害公営住宅のみならず、町民の皆様、不安に思われ
ていたところではないかと思っております。

御質問にございました今の災害公営住宅に入られた方のこういったコミュニティー
づくりにつきましては、町長の答弁にもございましたように、三つの密を避けるとい
うことをまず考えて実施していかなければならないと思っております。

例えば北新地住宅でございましたら、1号棟、2号棟ございます。それぞれのワン
フロアに大体7世帯から8世帯の方が御入居されていると思います。最初はこのワン
フロアごとに皆様にお集まりいただいて、集会所が災害公営住宅にございますので、
そちらにお集まりいただきまして、地域支え合いセンター、役場、保健師、また、ボ
ランティア活動を災害から以降続けていただいているそういった団体様にも御協力を
いただきながら、少しずつ、皆様がこんな方が入居されているんだということを知っ
ていただくために、まず1段階考えております。

さらには、地域、小屋浦でございまして、やはり地元に戻られて、皆さん、顔なじ
みの方が多いと思います。ただ、北新地の方につきましては、初めてその地域に行か
れたということで、以前より、北新地地区から保険健康課のほうで行っておりますい
きいき百歳体操、これを北新地にいらっしゃる方がぜひ行いたいというお声を実は頂
いておりました。ですので、こういったことを利用しながら、既存の北新地地区の方
と災害公営住宅に新たに入居された方、やはり高齢者の方が多くございますので、そ

ういったことで、地域の方とのコミュニティーを形成していければと、まずは第一歩で思っております。

さらには、そういったコミュニティーづくりの中で、集団に中に入っただけでこられる方はよろしいのですが、そうでない方、やはりコロナ不安症もございましょうし、いろいろと御病気等をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、こちらにつきましては、保健師、また、県のこころのケアチームとともに個別の支援を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 特に一人でお住まいの入居される方や高齢者などから、個別ですよ、先ほど答弁にありましたこころのケアチームの方などが訪問されることがすごくうれしいし、ありがたかったなどの声も聞いております。答弁いただいた内容で見守りをさせていただきたいと思っております。

4問目、先ほどから総務課、産業建設課、保険健康課より答弁を頂きましたが、ほかにも多くの組織が災害公営住宅の地域コミュニティーに携わっていると思われまます。災害公営住宅にお住まいの方々が少しでも早く地域共同体、コミュニティーを確立されるように、そこに携わる関係組織が連携して、きめの細かいケアやサポートを長い期間のスタンスとして続けていただきたいと思います。これは町長に答弁を頂きたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、おっしゃられたことにつきまして、当然、そういうことを前提としてこれまでも取り組んできております。可能な限り、全庁を挙げて被災者の皆様に取り組をしっかりやっていきたいというふうに思っております。

具体的なことは、今、申し上げたこととございますけれども、教育の問題、いろいろなことがあろうかと思っておりますので、そういう面からもしっかりと皆で協調しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「公衆無線LANの整備を」について質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備を」についてお伺い

します。

公衆無線LAN（Wi-Fi）は、外出先でスマートフォンやタブレット、ノートパソコンなどからインターネットに接続する際に広く使用されており、情報を素早くキャッチしていくためには欠かせない存在になっています。

そこで、公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備について、以下の点を質問いたします。

防災の観点から、役場庁舎、町民センター、Sunstar Hall、各ふれあいセンターなど、町の避難所に指定されている施設へのWi-Fiの整備について。

文部科学省が積極的に推進しているICT教育（パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法）を進めていくための学校施設へのWi-Fiの整備について。

以上、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備を」の件についてお答えをいたします。

災害が発生する危険性が高まった場合には情報がとても重要であり、現在、防災行政無線やエリアメールなどで情報を伝達しており、さらには、町の広報車や消防団においては、消防積載車による避難の呼びかけを行っております。また、避難される方の中には、スマートフォンやノートパソコン等で情報を得る方もおられます。

御質問1点目の、町の避難所に指定されている施設へWi-Fiの整備についてでございますが、避難場所におきましては、ラジオやテレビで情報を入手するようになっていますが、避難者の方が携帯電話等で情報を得ようとするときに回線が混み合い利用できない場合であっても、Wi-Fiは情報を効果的に受発信できるメリットはございますが、一時避難場所開設は年間に数回であることで、ランニングコスト等を考慮いたしますと、導入は困難であるというふうに思っております。

御質問2点目の、文部科学省が積極的に推進をしているICT教育を進めていくための学校施設へのWi-Fiの整備についてでございますが、今回の補正予算で措置させていただきました。文部科学省でGIGAスクール構想として、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境の整備を推進をいたしております。

本町におきましても、子供たち一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境

の実現を目指して、現在、校内のどこでも校内LANにアクセスできるネットワーク環境等の構築を進めているところでございます。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 現在、整備を進めておられるということで、このような社会情勢の中、大変心強いことだと思っております。

整備に当たっては、夏休みの短縮などで工事に工夫が求められることと思います。

整備についてのスケジュールを具体的にお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

当初の予定では、4校においてこの校内LAN工事を児童生徒のいない夏休みに集中的に実施をし、8月末に完成をする予定でございました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、夏休みを短縮して授業を実施するため、今後は児童生徒のいない日等を隙間を縫っての工事となります。工事の着工予定は8月でございます。

今後、業者と打合せにはなりますけれども、12月末をめどに完成を目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 新型コロナウイルスについては、第2波、第3波が懸念されているところです。そういう中で整備されることによって、オンライン授業などが開始された場合は、通信環境の有無によって教育格差が生じてしまうおそれもある中で、その是正に対して大変有効な手だてであると感じました。

そこで、今後、第2波が来た場合や、あるいは災害などで再び自粛の必要に迫られた際は、どのように活用をお考えであるかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

この工事の完了が12月末ということをめどにしておりますけれども、第2波がそれまでに来る可能性もございます。そうなりますことも想定しながら、ポケットWi-Fiを活用して、工事が完了するまでの間はインターネット環境を確保し、オンラ

インでの学習支援ができるよう、現在、準備を進めております。

各御家庭によりインターネットの環境には違いがございますので、児童生徒の実態等を含め、効果的な学習支援ができるよう準備を進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） では、次の質問です。

学校施設も避難所に指定されております。そこで、今後、通信環境が整備された際ですとか、今、言われていたポケットW i - F i というところで、避難所として運営される際に、そういったW i - F i 環境を避難者の方へ開放すれば大変助かる方も多いのではないかと考えます。

そこで、今後、そういった活用も検討していただければと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

このたびの校内L A Nの整備につきましては、児童生徒の学習支援を目的とするものでございます。国の定める仕様に準じてL A N整備をただいま進めており、その範囲が国の補助金の対象となります。

御質問の内容の可能性につきましては、専門的な知見、そして経費等も関係してくると思われますので、今後、業者や関係部署と連携をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） これから梅雨の時期を迎えますので、避難所についてももう少し聞いていきたいのですが、新型コロナウイルス拡大防止に伴う自粛で、生活困窮され、通信環境を確保できていない方もおられると思われます。ランニングコストを考えたときに、今は避難所に指定されている全ての施設への整備は難しいにしても、例えば坂地区、横浜地区、小屋浦地区でそれぞれ1か所ずつなどでも、希望者には使用できるように、例えば、現在、町で既に活用してあるポケットW i - F i を解放するというように検討することはできないでしょうか、お示してください。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

今、坂地区で言えば町民センター、Sunstar Hall、小屋浦にはふれあいセンター、こちらのほうにはポケットWi-Fiは置いております。ただ、このWi-Fiの使用目的としましては、パソコン教室で使うということで、容量がとても小さいです。そこで、じゃあ避難場所開設の折にそのWi-Fiを貸し出すということは、ちょっと容量が少ないため難しいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「新型コロナウイルス対策について町の対応を聞く」を質問願います。

また、1番尾崎 光議員の「新型コロナウイルス感染症対策での町独自の支援策は」については関連がありますので、一括質問、一括答弁とし、質疑はそれぞれで行うことといたします。

それでは、6番柚木 喬議員から「新型コロナウイルス対策について町の対応を聞く」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「新型コロナウイルス対策について町の対応」をお聞きします。

新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るい、日本においても4月16日から緊急事態宣言が全国に拡大され、各自治体が独自に町民支援を実施している事例が見受けられますが、本町の対応について伺います。

1点目、国からの給付金以外に全町民への町独自の給付金支給の見解を伺います。

2点目、今後、第2波、第3波が訪れることも懸念されますが、町の医療対策として、医療従事者に対する給付や感染拡大予防としてPCR検査実施の準備など先手を打つ必要性を感じますが、見解を伺います。

3点目、事業収入が減少する個人事業者、中小企業者に対する支援をどのように考えているかを伺います。

4点目、子供たちの家庭への支援については、児童手当など対象児童一人当たり1万円の国の給付に加え、町独自の上乘せ給付の見解を伺います。

5点目、政府は地方公共団体の支援に1兆円の地方創生臨時交付金の予算が計上されています。町としてどのように活用されるかの見解を伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 続いて、1番尾崎 光議員から「新型コロナウイルス感染症対策での町独自の支援策は」について質問願います。

尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 「新型コロナウイルス感染症対策での町独自の支援策は」について伺います。

新型コロナウイルス感染により、町民の中にも日々の生活への不安が広がっている。命と健康、暮らしと営業、子供の教育をどう守っていくかが自治体にも問われています。国や県による様々な支援策も出ているが、町独自の支援策について伺う。

①学校の臨時休業等を鑑み、児童手当の受給者に対して国からの1万円支給とは別に町独自の給付金を支給する考えは。

②町内の中小企業者、個人事業者及びフリーランスなどに対しては。

③医療機関、介護事業所などへの支援は。

④飲食店への支援は。

以上、伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「新型コロナウイルス対策について町の対応を聞く」及び「新型コロナウイルス感染症対策での町独自の支援策は」につきましては、関連がございますので一括してお答えをいたします。

現在、国庫補助事業として住民一人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業を実施をしており、感染拡大防止に留意をしつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行っているところでございます。

また、国においては、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されているところでございます。

御質問の、国からの給付金以外に全町民への町独自の給付金支給につきましては、全町民への独自の給付金は予定をしておりませんが、全町民で新型コロナウイルスの感染拡大を封じ込め、収束させるため、全世帯へ1世帯当たりマスク100枚を配布することとしております。

医療機関、介護事業所などへの支援につきましては、備蓄しておりました物資の中

から、入手困難となっておりますマスクを町内の医師会及び歯科医師会に確認をし、済生会広島病院を含む町内全ての医療機関に1万5,400枚を3月中旬から配布をいたしております。

さらに、町内の介護保険施設及び各事業所、地域支え合いセンター等につきましても、同様にマスク7,700枚を配布し、感染拡大防止に役立てていただいております。

なお、感染拡大予防としてPCR検査実施の準備などの先手を打つ必要性についてでございますが、現在、広島県において新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備え、感染の広がりや傾向を分析をするために、県民千人を対象に抗体独自検査を計画していることや、より早く効率的に感染を確認するための検査体制の研究を行うとされております。

本町といたしましては、県が計画する抗体検査や研究の結果を踏まえる必要があることや、PCR検査実施の体制整備に係る費用も多額になることから、総合的に判断をし、本町独自での実施は極めて困難であると考えております。

次に、中小事業者、個人事業者、フリーランス、飲食店に対する支援につきましては、国において、売上げが前年同月比50%以上減少している中小法人、小規模事業者等への持続化給付金事業が実施されておりますが、これを補完する形で町独自の支援策として坂町中小企業等支援金制度を設け、売上げが前年同月比50%未満、20%以上減少した町内の中小法人、小規模事業者等に対し、1事業者当たり10万円を給付することとしております。

また、県の休業等の要請に全面的に協力をいただいた県内の施設を運営する中小業者等に対し、県と協力して支援金を支給することといたしております。

さらに、県と連携して行っている広島県県費預託融資制度の新型コロナウイルス感染症対応資金、セーフティネット資金などの活用により、必要な事業の資金が供給できるものと考えております。

児童手当の受給者に対して国からの1万円支給とは別に、町独自の上乗せ給付につきましては、国からの支給に加え、感染症対策における学校の休業や保育園等の登園自粛による子育て世帯への心身や経済的な負担等を踏まえ、町内の子育て世帯の生活を支援するため、町独自の支援金として、坂町子育て応援臨時支援金を本年6月1日時点で、本町に住民登録のある世帯のゼロ歳から18歳になる年齢のお子さん及び今

年度中に生まれるお子さんに一人当たり1万円を給付することといたしております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用施策につきましては、感染症の発生等による小中学校の臨時休業等の緊急時においても、情報通信技術の活用により、全ての児童生徒に学習できる環境を整備する事業に活用するほか、町内各公共施設、各避難場所へのマスク、消毒液、非接触型体温計等の配備による衛生環境の確保、事業継続にお困りの中小企業者等に対する町独自の支援金、県の休業等の要請に全面的に協力いただいた中小企業者等に対する協力支援金の町負担分等の事業に活用することとしております。

これらの事業を実施することにより、これからも住民の皆様とともにこの難局を乗り越えてまいりたいと強く思っております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） それでは、質疑を行います。

まず、柚木議員よりお願いします。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 私のほうから5問させていただきます。

1点目は、町独自の施策が遅いことについてお聞きするんですが、私どもも新聞情報をいろいろと得ながら、やっところに来て出たというんですね。

それで、4月20日に政府で緊急経済対策が閣議決定されたんですね。それから、坂町のホームページにおいても、たしか2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたと広報されています。それは2月25日ですよ。本町は対応が物すごく遅いんですね。いろいろと中国新聞からちょっと情報を取ってみますと、既に全国的な自治体の動きは、4月14日に一斉に報道されてまして、一部ですけども発信されてます。

広島県周辺の関係の自治体においては、ちょっと新聞から得た情報です。4月21日、安芸太田町、24日が神石高原町、25日が福山市、28日は府中市、29日は岩国市、5月1日は海田町、5月9日は大崎上島町などが町の独自対策、独自給付を打ち出されております。

こういう情報経緯の中、坂町はこの間、どういう動きをしたのかを伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 決して遅いとは思っておりません。これまでの全員協議会等で

も類似の質問がございました折にも申しましたが、やはり国、県の支援の動向もしっかりつかんだ上で、町としての独自施策を講じていくということも申し上げておるところでございます。全体的なことを把握しながら、承知しながら、もちろんマスク等は3月13日から既に病院等にも配布をいたしておりますけども、そのほか、町民の皆様にご覧に配布させていただくマスクも、当初、早くから考えておりましたが、御存じのとおりで、マスクを調達するなかなか手法がなかったというようなこともございます。

また、中小企業の、あるいは事業者への支援金、さらには子育て世帯への町独自の支援金につきましても、全体のことを勘案して、整理をして、このたびの議会に提案をさせてもらったということもございます。関係者の皆様に支援金が行き渡るという観点につきましては、どこの自治体にも遅れてないというふうな認識は持っておりますので、全体的なことを捉まえて、例えば子育て支援金にしましても、私のところはゼロ歳から高校3年生の学年の児童の方に、生徒の方に全てお配りをさせていただくと。そういうことも、やはりそういう中で総合的に整理をしながら決定してきたことでございます。そこらもよくよく御理解を賜りたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今回の補正にもありましたけども、国が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですね、これを1兆円国として出すんですが、坂町には5,700万円余りの国庫補助金を頂いたわけですね。今回、補正が組まれていただきました。

この配布の趣旨は三つあるんです。いわゆる政府が言う内容なんですが、1点目が感染拡大の防止策なんです。2点目が医療提供体制の整備なんです。3点目が地域経済、住民生活の支援の充実に使用してくださいと、5,700万円余りですね、という趣旨が書いてあるんですね。

私どもの坂町に当てはめた場合に、先ほど答弁がございましたように、感染拡大の防止策、いわゆるマスクの配布などは対応されているようでございますけども、医療提供体系の整備、これについては施策は講じていないように思いますが、このことについて見解を聞きたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

議員の御質問、坂町において医療体制はということでございますが、本町は広島県

の中でも西部保健所のほうの管轄となっております。県においてこういった医療体制を整備をいたしております。

例えば、今、PCR検査というか、採取をする医療機関につきましても、当初、このコロナウイルスが出たときにつきましては、18医療機関のみでそういった検体の採取ができておりましたが、今現在は2倍の36機関で検査ができるようになっております。

また、その検体を採取いたしまして、今度は陰性なのか陽性なのかを判断する検査でございますけど、これは、現在、県のみならず、広島市の研究所と合同で1日当たり130件の検査ができるようにまで拡大をされております。

さらに、入院の医療機関につきましても、これも当初4医療機関しかございませんでしたが、これが今は18医療機関に増えております。

本町は交通の便もとてもアクセスがいいことから、そういった入院機関へのアクセスについても、身近に行けると考えております。

例えば当町で議員がおっしゃるように医療体制を整備する場合、これ、福山市さんの例ではございますけれども、福山市さん、PCR検査を独自でされる整備をされてます。これは初期投資費用のみで2億7千万円かかっております。さらに、これ、初期投資でございますので、あとは機器のメンテナンスでございますとか、さらには検査をする技師の養成でございますね、それとあとは人件費、こういったことがまた後々かかってまいります。当町のみでこれを実施することについては、町長の答弁にもございましたように困難であるとは考えておりますが、ただ、こちらのほうは広島県、県の保健所としっかりと連携した医療体制整備を構築をしていると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっとPCR検査というのが新聞紙上いろいろと、今、答弁ありましたんですが、PCR検査についてちょっとお聞きします。

今、言われたように、福山市はいわゆる基金をはたいて2億円ぐらい抽出したというんですよね。たしかそういうふうなことが報道がありました。私どものところは、そこはメインの病院に託したというんですよね。福山市の場合、民間のメインの病院に、無症状の方が受けるためのPCR検査を一応するというニュースが4月25日頃ありましたんですが、うちどももやっぱりメインの病院が、済生会広島病院さんもい

ろいろとあるんですが、そういうふうな動きをして、やっぱり目に見えん敵、ウイルスですよ、それから町民を守らんといけんのですよね。同時に、第2波、第3波もやっていかなきゃいけないんですよ。だから私は国、県とかなんかを頼るんじゃなくて、やっぱり福山市さんがやったように独自にやっていかないと、今から町民の方向を向いてやっていくことを考えないと、ちょっと遅れ遅れじゃないかと思うんですけども、その辺のPCR検査についてはいかがでしょう。

同時に、実は今のお金のことを言われましたけども、唾液によってPCR検査が安くできるということもどんどん予算があんまりかからんような形になりつつあるのが、この二、三日前の情報です。それを踏まえまして、一つの医療機関と連携してやるということをやっぱり考えたほうがいいんじゃないかと思うんで、その辺をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えします。

町長の答弁にもございましたように、今、やはり広島県において新型コロナウイルス第2波、第3波に向けたいろんな計画、研究がなされております。そのような中で、当町が単独でそういったことを行っていくというのは、やはり財政的にも困難なところがあると考えております。

当町で行ってまいりますのは、やはり一人も感染しない、感染拡大させない、そういった努力をしていくことが、今、一番重要ではないかと考えております。そのような中で、住民の皆様にマスクを配布をさせていただき、感染予防に力を入れていくということをこちらは進めてまいりたいと思います。

医療体制、PCR検査につきましては、引き続き、県の情報を得ながら、県と連携をして体制整備を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 4点目の質問をします。

今、4点目は医療体制まで全部話されたんですけども、基本的には地元の自治体が町民を守らなくてはいけないということがはっきり言われているわけです。だから、今現在、医療体制、医療関係者、あるいは福祉関係者に拍手を送ってる。これは物すごくいいことだと思うんですが、感謝だけではなくて、第2波に対して独自対応を取

っていく必要が私はあると思うんです。

例えば熊野町では、4月12日の新聞情報なんですが、医療関係者、福祉関係者で熊野町に働く人に対して3万円をささげると。その苦勞に報いるということで、約1千人に約3千万円を予算化しているわけです。これも先にお世話になる方に先手いうか、お願いしているわけですよ。今後、何があるかも分からんけんということなんですよね。

もう一点、事例を紹介しますと、府中町では医療関係、介護施設に上限30万円を補助するというんですが、例えばこれもマスクとかなんかはうちと似通った形があると思うんですけども、熊野町の事例は物すごく私はいいと思うんで、この辺の医療関係者、福祉関係者にどう対策を打たれるか、その辺をちょっともしあればお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど答弁させていただきましたように、常にといいましても、毎日ではございませんけれども、町内の坂町医師会、あるいは歯科医師会、それから済生会広島病院、また、町内の老健施設等々とも情報交換をしながら、何が必要かということのをいつも求めていきながら、それに対応する形で町としては支援をさせてもらっておるのが現状でありますし、ただお金を配ればええというのが本当にいいんかどうかというのは、やはり全体の皆さんの御意見も伺いながらやっていかないといけないのではないかというふうに思っております。

これからも常にそういう医療関係者の方とは連携をいたしながら、今、必要なものに対して町が可能な限り支援をしていくんだという体制でこれからも進めていきたいと思っておりますし、また、PCR検査につきましても、先日ですか、全国知事会のウェブ会議があったようでございますけれども、広島県の湯崎知事も、早く心配のある県民の方々がPCR検査ができるような体制をやはり国で設ける必要があるというようなことも訴えておられました。知事会のほうでもそういう状況になってくると思っています。我々も町村の立場で、同じような形で国のほうにはそういうお願いを早く対応をしていただきたい。今、おっしゃった2波、3波というのがまた現れる可能性があるわけですので、それまでにそういう体制を国としてしっかり構築していただきたいというふうな要請等はしていきたいと思っておりますし、もう一点、なかなか今は随分また時間がたちましたんで、PCR検査をする技術者も若干増加してきたと思っております。

ども、この検査自体に従事する技術者、これも絶対的に全国にも少ないというような背景もありまして、そういう面で我々のような小っちゃい町では非常に難しいというふうに考えておりますので、そういうことを総合的に勘案しながら、これからも対応をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後の質問です。

今も町長があつて、重なる部分があると思うんですが、いずれにしても、今回、国の補正予算に2兆円、だから倍ですから、うちどもには約1億円ぐらいのお金が入ってくるんじゃないかと思うんですが、これを自治体として力強くやってもらいたいと思うんで、その辺の町長の気持ちを、ちょっと重なるかもしれませんが、お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当然、2兆円、あるいはまた第3次の補正も、今、検討されておるようなこともございます。この配分につきましては、自治体の財政力とか、あるいは人口、あるいはまた、感染者がどのぐらいその自治体で出ているかと、そういうものを総合的に勘案を国がしまして、配分が決まってくるわけでございますけれども、当然、その配分金につきましては、コロナ対策にこれは活用していかなければならないというふうには十分認識をいたしております。

その中で、もちろん感染がまだまだ広まってくると、そういう対策もしていかなければなりませんし、それからもう一点は、先ほどGIGAスクール構想の話が出ておりましたけれども、これもやはりコロナウイルスの関係で一気に国が進めてきた施策でありまして、こういう部分にもこの臨時交付金は活用できるというようなこともございますので、併せて総合的に活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 続きまして、尾崎議員、お願いします。

尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 町による独自の児童手当の1万円の上乗せ、議会としても強く要望してきたものであり、非常に賛成であります。

さて、今年3月よりの学校の臨時休業によって、自宅で3度の食事を日々保護者が

準備するという点では、非常に保護者の方も御苦勞をされたことと思います。特に就学援助制度を利用されている家庭、児童、この間、長期の臨時休業で、学校があれば、給食費はそういう方に対しては無償になっているんですけども、その間、学校給食費についてはどういう対応をされているのか伺いたいと思います。お願いします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時13分）

（再開 午前11時13分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 新谷教育次長。

○教育次長（新谷裕美子君） お答えします。

学校給食費に係る扶助等なんですけれども、これまでも就学援助費というのは、個々の保護者の方から申請があって対応はしております。今回の就学援助の指針なんですけれども、今後、望ましいものは出てくるかもしれないですけれども、通常どおり、所得に見合ったものの対応というところでやっておりますので、給食費だけを特別に援助するようなことは今のところ考えてはございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 給食費というよりも、それに見合った分の補助というか、そういう対応をぜひお願いしたいなと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（川本英輔議員） 新谷教育次長。

○教育次長（新谷裕美子君） これまでも保護者の方のニーズに応じて、例えば就学前の子供たちのランドセルのお金とか、そういうものにも個々に対応してまいりましたし、国の制度の単価を基に、随時、見直しをかけて、支給額のほうも対応しておりますので、今後、国、県の動向を踏まえた中で、的確な対応を、また本年度に対しても、6月1日付の税が確定したものを、毎年、事務のほうを進めておりますので、一人一人の方の的確な事務のほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 次に、中小企業の支援について伺います。

国の持続化給付金、これの手続が非常に煩雑で、5月1日に申請しても届かないと。非常に死活問題になってるというのが、今、大きな問題になっていますが、これに適應しない援助を坂も考えてますけども、そういった手続が非常に国と同じような煩雑さを伴えば、非常に支給も遅れると思うんですけども、その点ではスムーズにお願いをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

坂町で独自で考えております坂町の中小企業等支援金制度につきましては、そういった手続をできるだけ簡素化していただきたいというような声のほうも商工会等を通じ頂いておるところでございます。

そこで、まず資料等が、提出する書類等も重複しないように、融資制度でセーフティネットの4号等を坂町で認定を受けておられれば、そこらあたりの売上げのほうはこちらでも確認しておりますので、そういったところの書類を省くとか、そういったところのほうをできるだけ簡素化して、書類のほう、申請書等のほうは考えておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） この支援については、昨年の実績と比較してということになっているんですけども、今年新規に開業したというところがあれば、そして営業が当初よりも思ったよりもよくないというのがあれば、そういうところも対象に入るのかどうかいうのを伺いたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

このたびの支援金を行うに当たりましては、適用については、本年の1月からの、12月の期間というふうに期間のほうを設定させていただいております。また、事業を行うに当たりまして、坂町内に1年間ほど実績があるということも条件と一応させていただいておりますので、そこらは御了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 最後に、中小企業の支援金、三原市では4千事業所あります

けども、全てに5万円を支給したということを聞いています。いろいろ聞いてみますと、とにかく国の支援が遅いということで、すぐ一律5万円支給したというのが三原の市長の声だったと思います。そういう点では、そういった対応を坂町では考えているのかどうか、最後にお伺いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

坂町におきましては、中小企業224社ほどございます。こういった中で、全業種が必ずしもコロナウイルスの影響を受けている業者としない業者のほうもございます。こういったところを勘案しながら、売上高の20%以上、50%未満といったような設定をさせていただいているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時25分とさせていただきます。

（休憩 午前11時18分）

（再開 午前11時25分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「避難体制の整備は万全か」について質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「避難体制の整備は万全か」の件についてお伺いいたします。

地球温暖化による気候変動で災害が激甚化、頻発化しております。また、不意打ちにやってくる南海トラフ巨大地震発生に伴う津波、浸水など、どんな大災害がいつ起こるか想定できない季節が巡ってきます。災害への対応は待ったなしです。

現在、砂防ダムや河川、道路などのインフラの復旧工事が進められている中、住民の命を守るためには、適切な情報に従って、早めの避難を促し、安心・安全な避難所へ素早く避難することが非常に重要となりますことから、避難体制の整備状況について伺います。

一つ、小屋浦地区は早めの避難に向けた体制づくりを進め、避難訓練を実施し、検

証していますが、各地区の自主防災組織の整備状況はいかがですか。

二つ、健康、医療、衛生、プライバシー、ペット等、様々な生活環境への対応が求められていますが、避難所の管理運営の整備状況はいかがですか。

三つ、避難所の新型コロナウイルス感染予防の対応はいかがですか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「避難体制の整備は万全か」の件についてお答えをいたします。

災害時の避難体制につきましては、国または県の防災計画の修正や坂町土砂災害対策有識者委員会からの提言を反映し、修正をいたしました坂町地域防災計画や、国から通知の避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応に基づき、避難体制を構築をいたしております。

御質問1点目の、各地区の自主防災組織の整備状況につきましては、自主防災組織による避難の呼びかけ体制の構築を図るため、広島県と連携をし、避難の呼びかけ体制づくりセミナーや災害図上訓練への参加を推進をしているとともに、毎年、自主防災会養成講座や防災リーダー養成講座を開催した結果、地区住民福祉協議会会長を初め、受講者が中心となって、既に2か所の住民福祉協議会で避難訓練等が実施をされております。

御質問2点目の、避難所の管理運営の整備状況につきましては、一時避難場所には職員を配置し、災害対策本部と連絡を密にし、健康面や衛生面など、避難場所ごとのニーズに合わせた対応をしております。

また、ペットと同行して避難される方には、同行場所が可能な施設を確保して対応をしております。

御質問3点目の、避難所の新型コロナウイルス感染予防の対応につきましては、密集を回避するため避難場所を増やすことや、安全な場所にある親戚や知人宅に避難してもらうことに加え、車の中での避難をしていただくことを周知をいたしました。

避難場所内では検温、手指消毒などを行った後、距離を保って座っていただくように呼びかけを行うとともに、定期的な換気を行っております。

また、避難場所での入り口で体調不良が判明された方には、専用スペースを設け、医療対策を取ることといたしております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） ただいま御答弁いただきましたが、漠然としとって、もっと具体的に質問させていただきます。

まず、避難の多様な形態と対応についてお伺いします。

内閣府とか県とか坂町では、さらに安全が確保されておれば移動は不要であるとか、あるいは安全な場所にある親せきや知人の家に身を寄せることも選択肢の一つである。これは県とか坂町にも言われております。そして、車の避難をすることも選択肢の一つであるということが言われております。

そして、これは県とか国とかは言ってませんが、ある学者の方が、自宅が安全なら動く必要はなく、2階でやり過ごすこともよいというように、在宅避難であるとか、分散避難であるとかいうような多様な避難形態を示されておりました。

そこで、今回、新型コロナ感染防止から避難の仕方まで、このように多様な形態を示されておるわけですが、坂町防災計画、大変立派な防災計画を先月頂きました。目を通しましたら、その中で、避難場所とか指定、この項目にはそこら辺が明記されておりません。

そこで、特に自宅が安全なら動く必要はないと、2階でやり過ごしてもよいという避難の仕方、在宅避難の仕方について、町の見解をお伺いすると同時に、そのほかの避難についても、坂町防災計画ではっきりと、今回、新しく出たことですから、反映はまだできていないと思うんですが、見直しと整備、それと周知、それについてお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

このたび、6月の広報時にハザードマップをお送りしました。その件に関してのことだと思っておりますけども、ハザードマップをつくったのは昨年度の期間で作りまして、この間、ちょっとコロナウイルスの関係が出てなかったものですから、コロナに関してハザードマップには直接車での避難とか、それとか避難しなくていい、安全なところに住んどる方はいいですよというのは載せておりません。

また、先ほど言われました、家の中でも安全なら避難しなくてもいいよというチラシは、来月頭に配ることにしております。

そして、ハザードマップを見られた結果、自分が土砂災害区域でない方というのは、

2階の避難、垂直避難もあるのかというふうには考えておりますが、また、皆さんの周知に関しましては、今、住民協の会長、17住民協のうち14ほど済ませて、説明は終えております。このたび、全世帯にチラシを配って、周知を図ったものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） この問題は文章で書けば簡単なんですけど、災害というのは時々刻々と変化しますんで、その判断というのが非常に難しい、個人の判断になりますんで、とにかくそういう判断をせんように、早めの避難という一本で見直しを行ってもらいたいと思います。

次に、2点目としまして、水害とか感染症、今回、感染症が出とるわけなんですけど、複合災害のときの避難についてお伺いします。

まず、今回、人と人との間を2メートル離れると、ソーシャルディスタンスという社会的距離の確保というのがあります。今回、小学校とか避難所の増設なんかも検討されております。これで特に小学校についてなんですけど、この避難が長引けば、小学校は今年6月から再開されております。学習が遅れとるということで、夏休みも短縮されるんだろと思うんですけど、そうした場合のスペースの確保というのはできておるんかどうかいうのをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 小学校は今の教室も避難場所となっているところはあるんですけども、実際、長期化になりましたら、この小学校以外にも使える、例えば町有住宅の空き室とか、そういうことでも対応していきたいと考えております。

小学校も、当然、そういった空き教室ではないんですけど、特別教室の中でこの夏の期間使わないよとかいうのがあれば、そこもやっぱりどんどん増やしていくという形で、皆さんの避難体制を取りたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 3点目ですが、避難所に避難したときに、飛沫感染を防ぐために間仕切りとか簡易ベッドが必要なんじゃないかと思うんです。先日、テレビで見えておりますと、実験をされておまして、マスクせずにくしゃみをした場合には、1.

5メートル飛散すると。それで、それがフロアに飛沫が飛びますと、そこを歩くと20センチほど飛沫が舞い上がるというような実験をしておりました。そういうことからすると、避難所では仕切りとか簡易ベッドが必要になってくると思うんですが、この坂町の防災計画の中には、備品を見ますと、仕切りというのが6個しかないんですね。そこら辺でどのように、県のほうも、今、この仕切り、ベッドというのは検討しておるといような記事も載っておりましたが、坂町ではどのようにこの簡易ベッドと仕切りについて補充するんか、そういったところをちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

今、仕切りについて個数を言われたんですけども、今月中に県のほうから仕切りが26、段ボールベッドが26個とか、これ、坂町に届くようになっておりますので、今現在の数よりは増えていくということでございます。

また、今回、一時避難的なもので考えれば、段ボールベッドを設置して、じゃあすぐ撤去する、次の日には撤去する、これはちょっと現実的にできそうにはありませんので、一時避難ということで、2メートル以上の間隔を置いて座っていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 次に、4問目ですが、この簡易ベッドとかいうのもプライバシーの保護という面からでも重要になりますので、できるだけ多く確保していただきたいと思います。

次に、避難所を開設して、面倒を見ていただくのは坂町の職員さんです。よくクラスターが発生しとるのは医療機関で大量のクラスターが発生しております。そういうニュースを見ております。坂町でも避難所を職員さんが開設して、世話をしていただくわけなんです、医療機関と同様に、職員さんの感染予防ということで、防護服とかそういうふうなものが言っておるんですが、そこら辺の整備うか、備品は十分に考慮して対応されておりますか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

避難所運営に係る職員の感染予防のための備品ということでございます。

これは平成21年に新型インフルエンザが発生いたしましたときに、そこから当町ではそういった備蓄品を蓄えております。防護服、またゴーグル、あとは簡易なガウン、そういったものもございますし、職員用のマスク、また、消毒液、手袋等々、職員が感染しないためのものは十分にそろえております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 5問目になります。

最後に、高齢者とか障害者、乳幼児等の避難弱者、この方が安心して避難し、避難所で過ごせるように福祉避難所の見直しが必要じゃないかと思うんですが、ここら辺の対応はどのように考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

福祉避難所については、現在、坂地区であれば町民センター、横浜地区であれば坂中学校、小屋浦地区については小屋浦ふれあいセンターというふうに設置をしています。それに加えて、済生会の総合福祉センターの4か所がございます。

現在のところ、福祉避難所を開く場合は、一昨年のもう豪雨災害等の大規模災害が起きた場合、町の判断において開設するようなふうに考えております。それで、今の体制で今のところは進んでいくというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 時間調整のために午前中の会議はこの程度にとどめたいと思います。

再開は午後1時とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

（休憩 午前11時44分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 8番瀧野純敏議員から「町内河川の状況を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 「町内河川の状況を聞く」の件で質問をいたします。

町内河川は平成30年7月豪雨災害からの復旧が他の市町より遅れているのが現状である。頼みの堰堤工事も8割方の完成で遅れが生じているが、何が原因か。

特に総頭川流域の状況と、多くの支流の治山ダムは全くの手つかずといっても過言ではない。下流の住宅地には復旧・復興の区画整理も進んでいる現在、間近に迫った災害発生から2年目の今年の梅雨時期、町民の避難を含め、どのような防災体制で切り抜けるのか、当局にお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内河川の状況を聞く」につきましてお答えをいたします。

平成30年7月豪雨災害の坂町における公共土木施設災害復旧事業の進捗状況につきましては、令和2年3月末時点における災害査定件数ベースで、工事着手済みが83.7%、完成が55.8%、23市町全体の工事着手済みは71.6%、完成は48.4%となっております。

また、県の工事におきましては、全体で工事着手済みが71%、完成が34.1%、坂町内では工事着手済み88.8%、完成33.3%となっており、他市町と比較し、必ずしも遅れている状況であるとは認識をいたしておりません。

御質問にあります堰堤工事も含めた工事の遅れの原因についてでございますが、被災が広域に及び、発注工事量が多いために、現場に配置が必要な主任技術者の融通や下請業者の確保ができず、入札の不調不落となったことがございます。

また、契約済工事におきましても、全国的に頻発する災害による人手不足から、技能労働者の不足等が生じ、工事の稼働率が低下するなど、事業進捗に遅れが生じたところでございます。

今後、梅雨時期を迎えるに当たっては、現在施工中の災害復旧工事等においては、護岸工事では出水時に影響のない一定の高さまでの施工、のり面工事ではラス張りや吹きつけのり砕工の施工等、出水、降雨に対し一定の効果が発現できるように工事の進捗管理に努めてまいります。

また、町民の避難を含めた防災体制に関しましては、町内の砂防堰堤等も完成していないことから、引き続き、大雨注意報の発令で警戒体制を取り、避難場所開設の準備、さらに土砂災害危険度情報により坂町域のメッシュが緑色に判定されれば、警戒レベル3で非常体制に移行し、避難場所の開設後、避難準備・高齢者等避難開始発令等、早めの避難を促す防災体制を取ることといたしております。

早めの避難につきましては、多くの町民の皆様の御理解と御協力をお願いをしますとともに、議員の皆様におかれましても、御理解、御協力及び町民への声かけにつきましてもよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 確かに、まず1問目に町長が言われたように、工事が他町村より遅れとるとは言ってない、町長は。だけど、私が言いたいのは、河川においては、私もずっとこのたびの災害の中で、海田、熊野、それから川尻、それから天応、どこを回ってみても、まず河川でこれだけ上から下まで、要するに、今、言うたら総頭橋、本総頭橋から上の状態を見て、こういうところはまず一点もありません。

それはなぜかいうたら、黒のトン袋というのは大体3年袋なんですね。3年だけど、まだ2年、このたびに3年に入るから傷まんかもしれん。でもあれに石が何か所か上条のところ当たってるけど、そうすると破れてしまう。それがあある数から言うたら、それは地区地区によったら、坂が一番遅れてます。それを言うんですよ。

町長の言うのは、確かに河川、それから小屋浦もできとる。けどまず一つずつ言っていけば、小屋浦にしてもそのとおり。天地川の上のは何とか直つとります。でもその下は全くできとらんのですよ。だからこれを早くにやってもらえやせんのかの思っ、私もまたなぜかいうと、私は20年にも出しとりますね。24年にも出しとります。29年にも出しとります、同じ質問を。その29年には、400ミリ降ったら、坂、本郷も小屋浦も壊滅すると、災害の9か月前ですよ。それがああるから僕は言いたいんであって、だからこれからも早くにやるためには、ちょっと金を使ってもらえんかのいうのを聞きたいんですよ。端的にはそれだけです。

どうしてかいうたら、10%でもようけ出してやれば、工事は進むんですよ。それはどうしてというたら、町からも8人か9人か九州の視察に行つとるはずなんですよ。そこら辺もそうやってきたんじゃが、その辺ができるかできんかだけ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

総頭川流域及び天地川流域、このたびの復旧・復興についてでございますけども、まず、町及び県、それから国の中で最優先にさせていただきましたのは、一番最上流

にきます砂防堰堤の完成を第一に工事のほうは進めさせていただいております。

その結果、今、議員から御指摘がありました総頭川流域が遅れているというお話でございましたが、坂町域におけます工事中道路が非常に狭隘であるがために、どうしてもそこをもし並行して工事を行えば、供用して進むようなことになる状況にもなります。このため、町としましても、堰堤工事を極力この年度末までは優先させたいという事情がありまして、他の地区と比べて遅れているように見えるところは確かにあるかも分かりません。

しかし、このたび、5月明けまして、総頭川の上流域のほうよりこちらについても、左岸側の道路災害については町、右岸側の砂防設備災害については県、こういった形で一体化して施工のほうは行って、順次、今、進めていっているところでございます。

そして、今、発注している荒神橋から向田橋の間につきましては本年度末までの完成を予定し、残りの区間につきましても、今、施工しております区間がある程度がめどが立った時点で、工事の発注を考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

そして、他の地区におきましても、今、全部工事につきましては、橋梁を除くところは発注しておりますが、こちらについても県と併せた工事等もでございます。年度末までの完成を目指して、今、できる限りのところを進めているところでございます。

また、現在、まだ発注ができておりません橋梁災害につきましても、順次、準備が出来次第、この出水期が明けた秋頃を目途に工事に着手できるように準備を進めているところでございます。

その際、大型土のう等が、議員がおっしゃいましたように、発災から置いておきますので、仮設の期間がそろそろもう1年あれば3年を迎えることとなります。極力、そういったものが早く取れるようにということで護岸工事のほうも進めておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 本家課長が言われるように、確かにそれはそうでしょう。ですが、私の言いたいのは、堰堤が8割、ここに書いてある8割できております。だけど、皆さんも行ったら分かるように、よそは堰堤の下、河川ですね、堰堤は堰堤工事ですよ。河川工事が、坂なんかはどこへ行ったところで、天地川以外は河川の下側は

全くできてないから、僕が言うのは怖いというんです。それが一つです。

それから、それなら堰堤の中はきれいなので、まず言いましょう。植田の堰堤、私は災害の30年の7月の、我々、8日か9日にここへも、私、言うてきた。それから全協のときも何度も言いましたが、あっこに依然としてあの15メートルの流木が、堰堤の角からあれにかかるとる。あれこそ、何かでのけにゃ、私は今朝も行ってみたけど、やはりまた昨日、おとついの雨であっこへがさっとかかるとる。これすらせんと、植田の町民が見たら、何とかせえいうのは分かるとるはずじゃ思うんです。それもできんからいうんじゃの思うんじゃが、そういうことで、堰堤をするのは、今、8割方できとるんだから、あとは何をするかいうたら、河川をどうするか。それからその河川を、通常だったら、今の時期は総頭川なんかはきれいなんですよ。どうしてかいったら、地区地区が、4地区がやって掃除をしようた。町長も毎朝通うけん分かりますよね。荒神橋から下はきれいなんですよ。荒神橋から上を見てください。そうでしょ。土砂はいっぱい、その土砂へ向けて、今、草がいっぱい生えとる。これが向田橋よりまだ上まで全部なんですよ。その辺の管理をどうするんか、一遍、聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

向田橋から上流に向かいまして、旗橋の区間、この区間につきましては、県と町のほうで災害復旧工事を行う区間としております。先ほど私が述べましたように、今、発注している工事の残りの区間として今年度内の発注を考えているところでございます。

旗橋から、今、総頭川、あるいは大伴川の堰堤をつくられている上流区間、ここにつきましては、国の砂防工事のほうで施工されることになっておりまして、こちらについては、先ほど申しましたように、今、2期の堰堤を施工されております。これが完了後、今現在、土質調査等を行っている状況でございまして、下流に向けてさらに1基の新しい堰堤、それから土石流堆積工、いわゆる沈砂池部分、それから旗橋に向けての溪流保全工、こちらのほうを整備するというふうに国のほうからは伺っているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） それでは、3問目の避難、これに対する災害の早期避難に関してですけど、今の状態でそういう総頭川の状態にしても、それから小屋浦の西山地区の堰堤、下の道路の感じからしたら、やはり早くに避難せにゃいけん。その避難場所が、昨日、ここにも書いとるんじゃが、避難マップを見ても、私ぐらいの高齢者になると、どうやっていいのか分からん。これ、もうちょっと簡素化して、高齢者が要するに1世帯、2世帯がそうやって3,700もおる坂町の中で、それらが簡単に分かりやすい。それから避難場所を安全な人からすりゃ、皆さんのところは安全なところにおるのはいいけど、僕らみたいに避難場所に近いところにおる人は、やはりどこに逃げるかを端的にできないのか。これで見ても、全くあれには模様みたいなマップじゃ分らんのですよ。その辺を町ほどのように考えておるのか、それを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） このたび、チラシやハザードマップでお配りさせてもらって、避難場所とか示したつもりなんですけども、高齢者の方が分かりにくい。ただ、ふだんの日から私はどこに逃げればいいのか、家の近くにどこがあるかいうのを、高齢者の方もふだんから知っていただいて、早めの避難をしていただければいけると思いますので、そういう早めの避難、それとふだんから見ておく、こういうことをまた何らかで皆さんに伝えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） その中で、これからはやはり指示書、要するに掲示板の横ということですね、刎条、中村の2か所、上条の2か所いうように、掲示板で大体この辺の地区はここへ行きましょう、指導ができんのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） このたび、このチラシとか、今年も避難に関しまして住民協の会長には説明に上がっております。

その中で、例えば上条の地区だったら、上条集会所に行くんじゃと。人が入らんようじゃなかったら、早めに避難して、どこに行きますかというのは話をいろいろさせていただいております。ですから、住民協の会長とは話をさせていただいておりますけども、そういった掲示板には何もしておりませんので、そこらも今後考えていきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「外出自粛で高齢者の健康問題が心配」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「外出自粛で高齢者の健康問題が心配」の件で御質問します。

新型コロナ感染拡大防止のため、外出自粛で家にいて体を動かさない日々が2か月間余り続き、高齢者の健康問題が心配です。

町内各地区では、現在、介護予防と筋力運動、仲間づくりのために週1回のいきいき百歳体操や坂町ようよう体操を地区集会所等で開催しており、高齢者の皆様にとり健康づくりへのよい習慣になっています。

しかし、外出自粛期間中は中止せざるを得なかったことは誠に残念なことでした。早めの再開が望まれます。

5月の広報さかと一緒に新型コロナウイルス予防、プラス、元気であるための筋トレメニューのチラシが届きました。また、テレビやYouTubeなどでも自宅でできる体操や運動の紹介がありますが、種類が多く、何を選択し、習慣づけていくかが分からない状態です。

今まで町の介護予防や健康指導は、公共施設での定期的な教室やいきいき百歳体操のように地区集会所等に集まって実施してきました。

今回のように集まることが困難な状態が生じた場合、自宅での運動や健康問題に取り組みやすい環境づくりを構築していく必要があるのではないのでしょうか。町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「外出自粛で高齢者の健康問題が心配」についてお答えをいたします。

本町では、地域包括ケアシステムを構築するための要素の一つである日常生活の活動を高める場づくりとして、住民の通いの場を充実させ、人と人とのつながりによる地域づくりによる介護予防事業を推進をいたしているところでございます。

その中でいきいき百歳体操は、歩いて通える身近な集いの場において、皆様が自主的に継続して活動され、体操や運動のほかにもいろいろな工夫やイベントを計画実行

されるなど、自らの介護予防のみならず、地域の支え合いの場にもなっています。

しかし、このたびの新型コロナウイルス感染拡大予防のために活動の自粛を余儀なくされているところがございます。自粛期間中は御自宅で軽度の運動をしていただくよう、町広報や防災無線による啓発を行ってまいりました。

また、地域の活動の中で配布されたいきいき百歳体操のDVDを自宅において活用されている方や、テレビの体操番組の放送時間に合わせ体を動かしている方もおられ、それぞれの身体状況に合った運動を継続されておられる方もいらっしゃいます。

御質問の、今回のように集まるのが困難な状況が生じた場合、自宅での運動や健康問題に取り組みやすい環境づくりの構築が必要ではないかにつきましては、5月から町広報と一緒にお配りをいたしております自宅でする簡単な筋力トレーニングの紹介と、トレーニングを実施した日に記録をつけるための「自分の為に、今、できることカレンダー」を御活用いただき、自宅にいても意識を持って運動していただけるように、6月以降も継続して配布をしてまいります。

また、今回の自粛中に自宅での運動、健康管理にどのようなものが役に立ち、何が必要であったかなど、皆様に御意見を伺いながら、新たな生活様式に応じた介護予防、健康指導を考えてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 確かに聞きよると、町内放送で運動するようにとか、あるいは広報と一緒に5月、6月、チェックできるカレンダーを配っていただいたんですけども、実際にほいじゃあそれを利用しよる人がどの程度いるかというのは、非常に問題なんですよね。だからせっかく配って、行政とすれば、配ることによって実績ができるということで、ある程度、自己満足いや自己満足になるんじゃないけども、あるんじゃないかと思うんですが、配って、ほいじゃあ実際にどの程度活用しとるかということが、例えば何か月間たった後、チェックするとか、記録を集めるとか、そういうものがないと、ただ紙に書いたものにすぎないような気がするんですよね。せっかくいいと思ってやっても、それがやっぱり使っていないと意味がないと思うんじゃないけども、そこら辺の例えばチェックとか、どの程度活用しとるかというような調査とか、そういうものは進めてあるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられましたチェックするカレンダーにつきましては、広報の5月号でお配りして、今月6月号で2回目を出したところでございます。これについて、今後、どのように行政としてチェックをかけていくのかということではございますが、このカレンダーのみならず、今回のコロナでの自粛期間中、皆様がどのような生活をされ、どのようなものが必要であったのか、また、体のこと、心のこと、今後、どのようにしていったらいいのかというアンケートを県のほうでも実施されるということで、実は、今日、アンケートの原案が完成して当町のほうには届いております。さらにそのアンケートに町独自の質問を加えさせていただきまして、今、通いの場が集まってらっしゃる方、または地域包括支援センターと連携しながら、町民の皆様はそのアンケートにお答えいただきながら、カレンダーも含めた今後の運動とか健康増進とかの役に立つ、そういった資料を集めさせていただきながら、また住民の皆様それぞれをフィードバックさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 今、フレイルという言葉が新たに出てきて、いわゆる元気なところと要介護の中間ということで、ここを何とか改善していけば、要介護にならないで済むというような状態の中で、この間、NHKの教育テレビでちょっと番組があったんですよ。見たら、運動と食事と社会参加というのがあったんですよ。その中で一番フレイルの予防に効果があるのは、やっぱり社会参加だそうです。社会参加というのは、今回みたいに外出自粛で一人でおるということは、非常にやうないというようにあって、特化して、運動と食事も必要なんだけども、社会参加が一番大切なんだというようなことがあったわけですよ。

それで、私が思うのは、今、いきいき百歳体操をやってますよね。最初は体重測定をやったりするんじゃないけども、その分は地域に任せて自主的にやりよるんですけども、やっぱり途中でチェックするとか、今回のカレンダーを、できたらいきいき百歳体操をしとる人につけてもらって、例えば1か月に一遍ぐらい回収して、どういう状態かというのを調べるいうのもええんじゃないかなと。町民全員いうわけにはなかなかいかんので、まず最初に、そういういきいき百歳体操とか、あるいは、今、町でやりますよね、健康体操とか、そういうところでの活用方法というものをまとめていくい

うことも一つじゃないか思うんですけども、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 今のデータを集めていくということでございます。そのデータを集めていく中で、そういった、今現在、いきいき百歳体操や町が実施しております健康事業のほうに御参加いただいている方を対象にしてはどうかという御提案を頂きました。

これはまた保健師、包括支援センターの生活支援コーディネーター等と確認をしながら、そういった形での実施を目指してまいりたいとは思っております。

ただ、本当に外に出てこられる方だけではなく、やはり外に出てこられない方についても、私たちはそういったアンケートも取らせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） そういう地域でのいきいき百歳体操とか健康教室とかそういうところへ出てくる人はいいんじゃないけども、それ以外の人をどういうふうにフォローしていくかということですよ。

今、アンケート調査とかなんとかいうのもあるんですけども、できるだけ訪問とかいうのも必要になってくると思うんですよ。だからそういう集会所やなんかでの体操を中心にして、それ以外の人にも、例えばそういうところに参加しとる人たちが地域のほかの人に声をかけるというのも一つじゃろうし、保健師とか行政の人が声をかけるというのも必要じゃろうと思うんですけども、そういう形でまず取り組んでいくことが大切なことじゃないか思うんですよ。

それで、それをまた定期的にデータを集めて、それを活用するというようなことをまずやってほしいと思うわけなんですけども、そこら辺のいわゆる体制づくりと申しますか、それがなかなか大変じゃろうとは思うんですけども、ぜひお願いしたいと思えます。

今、県がアンケート云々というような話がありましたけども、それは今年度実施していくんですかね。全町民を対象としたアンケートとなるんでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） このアンケートの実施につきましては、今現在は通いの場に来られている方というのが県の考え方でございますが、当町といたしましては、

やはり個別に高齢者の訪問等もいたしておりますので、その方々にもできれば御協力をいただきながら、外に出てこられる方、そうでない方を含めたアンケート収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 今の出でこられる人はええんじゃけども、確かに今の百歳体操もかなり町内に浸透して、今の公営災害住宅の中でもやられとるといことがあるんですけども、そこら辺の定期的に例えば体力測定をすとか、あるいは意見を聞くとかいう形での、保健師がいいのか、行政の人たちがいいのかも含めて、やっぱり定期的に訪問して、そういう意見を聞いたりとか、データを集めるとかいうようなことを、もし行政が難しければ、どこかの外部団体、例えば大学を使うとか、いろんな機関を使うという形でもって、もう少し定期的に訪問して、指導なりアドバイスするなりということは必要じゃないか思うんですけども、そこら辺はどうでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

定期的にそういった測定であるとか、行政が関わっていくということでございます。このいきいき百歳体操につきまして、今回、かなり期間が2か月、3か月、空きましたことから、今、計画しておりますのは、理学療法士さんに、やはり再度、測定に行っていて、体力がどの程度、今、あるのか、筋力がどの程度であるのかということ調査する予定がございます。第1回目をいたしましたら、次は3か月後に行い、次は半年後に行うということも考えております。

あとは、そういった集計を今度は取っていく。保健師等も参りますし、生活支援コーディネーターも、その後もいきいき百歳体操は週に1回開催をされておりますので、そこにやはりこちらから出向いて行って、いろんなお話を聞くとともに、データ収集に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 2番安竹 正議員から「小屋浦町有住宅の子育て支援について」質問願います。

安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 「小屋浦町有住宅の子育て支援について」でお伺いいたしま

す。

先般、4月3日の全員協議会において、町有住宅の子育て支援住宅部分の家賃引下げの改正が報告されました。現在入居されている3世帯の方及びこれから入居される方は家賃が軽減されますが、以前から町有住宅の子育て支援住宅以外に入居されている小学生のいる世帯も3世帯あります。従来から町有住宅の子育て支援住宅以外に住まわれているこの3世帯は、現状の部屋のままでは家賃軽減措置は受けられないのでしょうか。受けられないのであれば、子育て支援策として公平性に欠けると思われます。

また、子育て支援住宅として現在入居中の世帯及びパオちゃんルームからも要望のある町有住宅の敷地内に遊具などを設置し、環境を整えることも大切であると考えておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦町有住宅の子育て支援について」お答えをいたします。

坂町有住宅の子育て支援住宅につきましては、本年4月1日より町内外からの若い世代の転入、入居を促し、小屋浦地域の人口の増加を図る施策として、住宅使用料を既に入居されている3世帯も含めて引き下げることとしたところでございます。いわゆるこれは政策家賃ということで導入しております。

御質問にあります、従来から坂町有住宅の子育て支援住宅以外の部屋に入居されており、子育て支援住宅への入居資格を有する世帯への家賃軽減措置についてでございますが、このたびの住宅使用料の引下げにつきましては、改修した子育て支援住宅を活用し、若い世代の転入等を促すための施策でありますことから、子育て支援住宅に入居された場合に使用料を引き下げることについて、公平性は保たれているというふうに認識をいたしております。

また、町有住宅の敷地内に遊具などを設置し、環境を整えることについてでございますが、本年3月末に、隣接する災害公営住宅の敷地内に住宅間相互における住民同士の交流ができるよう既存の遊具を移設をし、公園を整備をいたしたところでございます。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） これから子育て支援住宅へ入居される方は家賃が軽減される

と。今までそういう小学生、幼児を抱えて、これまでの子育て支援住宅以外の部分に住まわれている住人の方に同じように、現状のまんまで家賃が引き下げられないのかということなんですけども、これは子育て支援住宅へ移転すれば家賃は軽減されるということですが、これはその方たちにどのように周知をされたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

今現在、従前の町有住宅に住んでおられる方、これに特化して周知を図ったわけではございませんが、町の広報誌等を通じまして町内に広く周知しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 町広報でそういう部分は多分理解されてはおったと思うんですが、引っ越しのエネルギーとか、各行政機関とか勤め先、そういったところへの住所変更とか、子供さんが小さいために引っ越しも大変なエネルギーを要するものと考えられます。よって、現状のままでは家賃を軽減していただけないのかという質問が私にありましたんで、再度、お伺いしますが、無理なんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

入居されている方の棟数に必ずしも合致するかどうかというのは分かりませんが、引っ越しにつきましても、例えば同じ棟内に改修した部屋等もある場合もあるかと思えます。その場合は、引っ越しにつきましても、かなり、従来、よそのほうへ転居される場合と異なりまして、負担のほうも軽いのではないかというふうに理解しております。

また、上層階から下層階等への移動であれば、小学校区等も変わりませんので、周辺の環境等も変わらないのではないかということも考えております。

さらに、長い、18歳になる年、年度いっぱいまで入居のほうは可能となりますので、そういったことを総合的に考えた場合には、今現在のところよりも、新しく改修されたところに移られて生活されても、十分そこには入居される方にとってメリットのほうがあるのではないかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） よく分かりました。そのように本人たちには伝えるつもりで
おります。

次に、災害公営住宅のほうの小さい公園をつくったということなんですけども、も
ともと大きな公園がこの町有住宅の中にはあったところへ、駐車場として改装されま
した。そのときにあった遊具、動物の置物とかそういった遊具があったんですけども、
それは廃棄されたんでしょうか。それともどこかに保管されているんでしょうか、お
伺いします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

小さい動物の遊具があったというふうには、ちょっと私のほうは認識しておりませ
んが、今、災害公営住宅の公園に整備したものにつきましては、従前あって、置いて
いたものを移設したものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 従前にあった遊具を災害公営住宅のほうへ移動したと言われ
てますが、災害公営住宅には滑り台しかありませんが、その滑り台は新しいものです。
もともと駐車場に改装された部分にはたくさんの遊具がありました。その遊具のこと
であったんですけども、今現在、災害公営住宅の中にある公園よりもはるかに広い空
き地があります、敷地内に。その敷地内の空き地を利用して、もう一度、公園のほう
の整備を考えていただけないでしょうか、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

今現在の公園につきましては、先ほどから町長の御答弁にもございましたが、災害
公営住宅と既存の町有住宅との住宅相互間の交流を生むことを目的に整備したもので
ございます。

今現在、この公園の整備をしておりますので、まずはこちらのほうで活用いただい
て、そういったことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 今、災害公営住宅のほうの公園を利用するという事なんですけども、それはそれで結構だと思うんですが、それこそ、災害公営住宅にはお年寄りしか住まわれておりません。そのお年寄りの健康寿命を延ばす意味でも、市民農園のような小さい農園をつくってあげたほうがまだ有効ではないかと私は思うんですが、町長、最後に御意見をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） いろいろな考え方もございます。以前にも議員さんのほうから町有住宅の敷地内にそういう農園をつくったらどうかというようなお話も伺っております。何が一番いいのか、あるいはまた、現状で、今、災害が起きまして、小屋浦地区に何とか新たな生活再建ができる場を設けにやいけないということで、その小屋浦の中に最も今後の災害での被害が少ない場所を選ばないかということ、たまたまあそこが町の土地であったもんですから、あそこに建設をさせていただいたわけでございます。

当初は公園も含めて整備する予定でありましたけれども、やむを得ず、それを変更して、そういうふうな状況になったわけでございます。これは小屋浦地区全体のことを考えながら、やはり施策を進めていかなければならないというふうに思っております。

いずれにしても、そういう空いたスペースがあるのであれば、しっかりもう一度確認をしながら、あるべき姿を求めていきたいと思っておりますし、また、小屋浦地区全体の御意見も伺いながら対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「横浜地区の土地区画整理事業推進による人口増加を」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「横浜地区の「土地区画整理事業推進」による人口増加を」の件で質問いたします。

坂町第5次長期総合計画が、今年度、間もなく策定される予定であります。第4次長計では、市街化整備については、基本構想で安全性を基本に据えながら計画的な土地利用を進めるとあります。基本計画では、無秩序な開発を抑制する、地域の特性に応じた市街地整備手法の導入を検討する等が記載されております。

そうした中、4次長計では、横浜地区は高潮対策が実施されたので、第5次長計では本格的な土地区画整理事業を計画、実施し、新市街地との地域間格差の解消、住環境整備や可住地対策等により、若者世代の定住化、安全で住みやすい利便性の高い環境整備に取り組んでいただきたいと。

そこで、土地区画整理事業の対象として考えられるのは、地区要望の出ている横浜東一丁目16から18、②横浜東一丁目12から13番、ほかには、横浜東一丁目6から7番辺りが考えられます。

また、他の地区では、横浜中央三丁目3、4、15、16番辺り、横浜西では一丁目10番から14番辺りも該当すると考えられます。

以下について、町長の考えをお伺いいたします。

1、一案として土地区画整理事業を①から③を3ブロックに振り分け、土地区画整理事業対象範囲として計画すれば、0.5ヘクタール前後の広さとなり、国からの補助制度の対象ともなり、事業推進できるのでは。その後、横浜中央、横浜西地区にも展開していくと。

2番、今後10年間の住環境整備は、個人宅の建て替え時に合わせ道路を拡幅していくだけのやり方だけでは、幹線道路に接続不可能な地区が多々あるため、第5次長期総合計画に土地区画整理事業を組み入れ、進めていくべきと考えますが、どうでしょうか。

以上。

添付の地図につきましては、上段の地図が横浜東、横浜小学校に対して①、②、③と、この辺が可住地でございます。番地で表現する以上、ちょっと大きくなっております。

また、下側の地図は横浜中央、この辺、3番とか15番、横浜西はこの辺、1丁目の10番辺り、参考にちょっと添付しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜地区の土地区画整理事業推進による人口増加を」の件についてお答えをいたします。

本町はこれまでに県道坂小屋浦線の整備、都市再生整備計画事業等による道路整備、横浜地区などの海岸整備、子育て支援住宅の整備、町内循環バスの運行、きらり・さ

かなぎさ公園の整備など、良好な住環境の整備に取り組んでまいりました。

また、一昨年の災害後は、国、県の御協力をいただきながら、災害公営住宅の建設、砂防堰堤の整備等、地域住民の方々が安心して住み続けられることができるよう、様々な施策を実施をしているところでございます。

御質問1点目の、0.5ヘクタールの広さとなり、国からの補助制度で事業推進できるのとはについてでございますが、土地区画整理事業は公共施設の整備改善も目的の一つであり、公共施設の面積が増加する分、宅地面積が減少し、この面積の減少分を施工区域内の地権者が減歩という形で負担することになります。

議員御提案の、地域において一定の要件を満たせば国の補助制度を活用し事業を行うことは可能であると考えられますが、区画整理を進める上で道路の拡幅等、公共施設の整備に伴い、地権者の方々全員が減歩に対し御理解をいただけるのかどうか慎重に検討する必要があると考えております。

御質問2点目の、第5次長期総合計画に土地区画整理事業を組み入れ、進めていくべきと考えるがについてでございますが、現在策定中の第5次長期総合計画では、まず、一昨年の豪雨災害から一日も早く元の生活を取り戻し、被災前よりも安全で安心な町とすべく、昨年策定した坂町復旧・復興プランに基づき、被災者支援、インフラの強靱化等、復旧・復興に向けた取組を推進してまいりたいと考えておりますが、定住対策や道路整備もこれまで以上に進めることで次世代に引き継ぎ、住み続けられる地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後も地域住民や地区住民福祉協議会と連携を図りながら、良好な住環境整備の推進を図ってまいりたいと考えております。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、答弁がありましたけど、横浜東に関しては、町長のほうに2件ほど要望を出しております、住民協と。そのときに、いいよとは言わんのですが、問題でしょうねというような感じは受けておるんですが、じゃあどうやってやっていくかなんですが、長計あたりでも言われておるんですが、要は答弁にもありましたけど、定住対策や道路整備、これまで以上に進めることで次世代に引き継ぎ、住み続けられる地域づくりとあるんですが、今、住み続けられにくくなっておると。要するに、横浜東で例を取りますと、平地でありながら空き家がどんどん増えてきてお

ると。その子供さんの領域、やはり車が入らんから帰りたくない、今の状況ではい
うのが多々あります。

先日も直接関わりそうな十何軒の人と、ちょっとどうする云々じゃなくて、その人
たちの意見も聞いてみようという形で会合を1回開いております。

例えば、この辺もやはり多少ずれはあるのは間違いありません。ここは早く今でも
解体してもいいんだというようなところもあります。そうはいつでも、自分が生きと
る間はちょっとつついてほしゅうないというような、どこでもありそうな話ですが、
ですからそんな意見も多々あります。

そうした中で、ここで答弁しておられる、次世代に引き継ぎ、住み続けられる地域
づくり、ここに答弁しておるんですが、これをどういうふうにしていこうと、どうす
ればそういうふうになるか、その辺の思いをちょっとお聞きしたいんですが、この
答弁に書いておることに対して、町長でも十分です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 次世代に引き継がなければならない、これは当然のことであり
ますけれども、やはりそのためには、行政だけではなかなかできないこともあると思
います。やはり地域に住まわれる方が、自分たちの地域をどのように将来に向かって
維持、継続、発展させていくかということ、しっかり地域と行政が一体となって考
える中で、やはりあるべき姿を求めていく。その中で、国なり関係団体の支援が頂け
るものはしっかりいただきながら、計画的に進めていくということを含めて、そうい
う発言をさせてもらっております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） もう一点、ちょっとお聞きしたいのは、坂町が土地の区画
整理事業、これまでに、私を知る範囲では、多分、独自で動いたというような経緯は
ないと思います。北新地、平成ヶ浜、これも海岸の絡みで県とか整理組合みたいなん
が入ってやったと。あと、今、県道でその辺の絡みはちょっとありますが、これも県
が主導でやると。広呉道路のときに道路公団がやって、今、整備されたところもある
ということは、例えば今から坂町も少しこういった土地の区画整理を進めるに当たっ
て、そういった組織、担当、また、それらを進めるための手順とか要綱、そういった
ものは多分準備できてないんじゃないのかなと。どういうふうに進めていきやいいん
かなというのが、その辺がまず一点お聞きしたいところです。要するに、今なら都市

計画あたりで誰かがちょっと動くとかいうような感じのあれですかね。やはりその辺の背景、バックアップというんですかね、そういった業務をするための、例えばそこである職員をそういうふうに育てて、どっか広島市とか研修に行かすとかいうような形で力つけておいて、それ専任じゃないけど、そんなときにも例えば一緒に現地のほうに動いて、汗をかいて、こういう状況じゃのというような形で、ちょっと私もやれほれとは思ってないんですが、やはり10年の長期計画の中あたりで動いてもらっていく、やる場所は幾らでもあります。そんな意味で、もう一遍、確認しますが、そういった手順的なもの、要綱的なもの、そういったものが坂町ではどういうふうに進めるんですよというようなものがあるのかどうか、その辺をどういうふうにご考えておるかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 荒木技監。

○技監（荒木 勲君） お答えいたします。

まず、土地区画整理事業の進め方については、いろいろな進め方がございます。民間といいますか、その関係する皆さんが集まって組合を設立して、組合施工という方式でやられる方式もございます。また、行政が行う場合、地方公共団体が土地区画整理事業の施工者となって行う場合もございます。地方公共団体がそういった施工者となって実施する場合は、都市計画事業として施工を行いますので、都市計画決定を行って、そういった事業を進めていくという形になります。

したがって、現在の当町の組織の中で土地区画整理事業に近い業務を行っておるところは都市計画課といったところでございますが、先ほどのお話のとおり、当町ではこれまでそういった土地区画整理事業というのは行ってきておりませんので、そういった約款的なものというのはございません。仮にそういった土地区画整理事業を町として実施するということになりますれば、それに関わる業務というのは非常に膨大なものがあるかというふうにご推察をいたします。

例えば、今、府中町のほうで駅前土地区画整理事業を実施されておりますが、こちらのほうも専属の組織を設けられて実施をされているということでございますので、仮に当町においてそういった土地区画整理事業を実施するということになりますれば、それなりの組織を設けて計画的に実施を行うような体制をつくっていく必要があるというふうにご考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 荒木技監のほうから答弁があったんですが、お隣おってじゃけん、町長、どうですか。やはりどっちみちやらんといかんことだろう思うんですよ。特に横浜地区は平地少ないところで、こういうのも何ですが、坂地区はJRの踏切越えんといかんのよね、国道に対して。そういう意味では、すごくそういった要因もなく、さっと高速道路へ乗れると。そういった車の環境にはすごくいいところだと思います。だからその辺の、要は土地の値打ちのあるところでもあるんですよ。今の人口を維持しようと思うと、やっぱり狭いところだったら、以前、質問させてもらったんですが、第二の平成ヶ浜じゃないですが、やはり多少高い分、高い建物がほとんどないですよ。その辺も含めて、ちょっと長期的にいうても10年ぐらいのあれだったらできるんじゃないかな、体制も整えて。そんなんで町長にやっぱり組織のほうを、ちょっと分相応の組織でもええと思うんですよ。荒木技監が言われたように、ちょっと府中町がやっとなんかというようなあれでいかがですか、町長、その辺の組織については。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 以前からも議員から横浜地区の開発ということで御質問を頂いております。私も、やる以上は、横浜全体をある程度視野に入れる中で、道路も必要です、公園も必要になってくるわけですから、相当量の減歩が予想されるわけでありますので、当然、高い建物、マンションと申しましょるか、集合住宅、そういうふうな形でないと、なかなかできないんかないような気がいたしております。

そういう中で、地域全体の合意が、全体といっても100%ということはないかも分かりませんが、ほぼほぼ合意が頂ければ、それを基に県なり、国なり、あるいはまた、民間のディベロッパー、そういう団体ともいろいろ協議ができることになるんかなというふうな思いは以前からしております。これはずっと同じことを申させていたしております。そこらがやはりスタートラインにつけるかつけんかの境界かなというふうな思いもいたしております。町が仮に先導しましても、今の町の財政では、皆さんの御要望にお答えをして、用地も町が取得をしてやるというようなことはなかなか難しいというか、なかなかできにくいと思います。

例えば県道とか、あるいは広島呉道路、これは広島呉道路は道路公団、当時の建設省も財源を出しまして、これは坂町だけではなしに、地域全体の交通体系を整備する

ということで国のほうも支援をされたわけでもありますし、また、県道坂小屋浦線も一応坂の町内は通りますけれども、小屋浦から国道へつながるということで、やはり国道31号が何かあったときには、呉も含め、広島も含め、この地域全体の補完道路としての位置づけもあるということで、県のほうも進めてもらっておるような状況でもございます。

そういうふうなことで、横浜地区の、今、区画整理の事業と、あるいはまた、この坂地区開発もそうでございますけれども、性格がちょっと違うんだと思うんですよ。そこらを何とかお互いに、行政も地域も絶対やるんだというふうなコンセンサス、合意が得られれば、また考えることもできると思いますし、そういうことになれば、当然、町の中にも専属のスタッフも配置しなければならないというふうには考えております。まずは、行政も含めて地域全体で、よし、これは10年後、20年後、30年、50年先を考えて、こういうことにしようやという整理ができれば、進めることは可能だというふうに私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） よく分かります。そのときに、やはり汗をかくにしても、職員もちょっと動かせる職員ぐらいは、今度、会合するときとか、そのときにできる範囲で協力、現時点で将来の担当にするにしても、そんな配慮をしてもらったりして、私もできる範囲で汗をかきながら、現場をちょっと見ていうような形で、少しずつ進めていければいいなと思ってるんで、その辺のところは配慮してください。答弁にならないか、これじゃ。しますいうてくれりゃええか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういう状況も勘案しながら、当然、我々担当部門の職員も、そういう研鑽、勉強をしていかなければならないわけでありますので、そこらもすっかりそういうことがあるときには、きちっと対応できるような体制づくりにしっかり努めていきたいとは、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時20分とさせていただきます。

（休憩 午前 2時07分）

(再開 午前 2時20分)

○議長 (川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長 (川本英輔議員) 11番中川ゆかり議員から「学校再開後の教育は」について質問願います。

中川議員。

○11番 (中川ゆかり議員) 「学校再開後の教育は」の件についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、3月の臨時休業を初め、4月13日には広島県において感染拡大警戒宣言が、16日には国から緊急事態宣言が発令され、その後、事態の継続が見られることから、5月31日までの延長が発表されました。

学校においては、児童生徒の感染リスクの回避と不安解消を図るという視点に立って、臨時休業が実施され、延長されました。

臨時休業期間中は、健康状態の状況把握や自宅学習支援などの配慮が行われ、5月7日からは分散自主登校も開始され、「久しぶりに友達と会えて楽しかった」や「登校日が楽しみ」などの声が聞かれました。

現在は緊急事態宣言も解除され、6月1日から小中学校も再開されておりますが、本来であれば、4月に新学期を迎えて、学校生活を通して仲間づくりや学習等に取り組むところでありましたが、今後、臨時休業期間に伴う学習等の遅れをどのように取り戻すのか、町当局の考えを伺います。

○議長 (川本英輔議員) 太田教育長。

○教育長 (太田耕樹君) 「学校再開後の教育は」についてお答えいたします。

本町の全ての小中学校では、国の緊急事態宣言及び広島県の感染拡大警戒宣言を受け、学校保健安全法に基づく臨時休業を5月31日まで実施いたしました。

その後、5月7日から分散による自主登校を開始し、6月からは、国や県の専門家会議の提言やガイドライン等を踏まえ、感染防止対策に万全を期した上で、学習機会の確保のため、本町全ての小中学校において教育活動を再開いたしました。

臨時休業中は、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないように、児童生徒の状況等を踏まえながら、教科書や学校が作成したプリントを活用した家庭学習を課し、電話や家庭訪問等で学習の状況や健康の状況についても丁寧に把握しながら進めてまいりま

した。

このたびの4月20日からの臨時休業では、26日間の課業日が休業となり、年間の授業時数の約18%がカットされたこととなります。

今後、カットされた授業時数の確保につきましては、臨時休業中の家庭学習の定着状況を確認しつつ、児童生徒の実態に応じて、夏休み等の長期休業の短縮や学校行事の精選、教育課程を再編成するなど、児童生徒に過度な負担を強いることなく、計画的に最適な授業時数を確保してまいりたいと考えております。

また、学習内容の定着が不十分な児童生徒に対する個別の補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じ、子供たちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するため、各学校と緊密に連携しながら支援してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 学校再開においては、防止のための新しい学校生活が求められると思いますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止ガイドライン等の具体的な内容をお知らせください。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

このたびの学校の再開に当たっては、国や県から衛生管理マニュアルという通知がございました。この衛生管理マニュアルは、新型コロナウイルス感染症への対策と学校生活の両立に関する考え方をまとめ、感染への危険度を3段階に分け、それぞれに応じた学校生活の在り方を示したものでございます。

この通知を踏まえ、今後、長期間、この新型コロナウイルス感染症と共生していかなければならないとの認識の下、感染対策の徹底に努めるとともに、大きく7点について留意しつつ、教育活動を進めております。

1点目が健康状態の把握、2点目は学習や生活の状況の把握、3点目、児童生徒への感染症対策に関する指導、4点目、安全な学校給食の実施、5点目、感染リスクの高い学習活動の取扱い、6点目、緊急連絡体制の確認、7点目、家庭や地域との連携、以上が具体的な内容でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） しっかり徹底的に努めていただきたいと思います。

しかし、これから先に新たな課題等も出てくることもあるかもしれません。現場も大変でしょうけど、しっかりと対応していただきたいと思います。

さきの答弁で少し触れられておりましたが、子供たちも楽しみにしている給食については、新型コロナウイルスの発生前後では内容に変化はありますか。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

給食につきましては、今まで以上に手洗いや衛生管理に努めております。例えば児童生徒の給食当番につきましては、今までは学校のエプロンを使っておりましたが、各自のエプロンを用意して、使い回しはしない。また、手洗いの上、給食当番はアルコール消毒も実施いたします。

それから、食べる際ですけれども、お互い話合いながら食べると楽しいんですけれども、机を対面にせず、スクール形式にして、会話を控えながら食べる等の工夫をしております。

また、給食のメニュー、内容につきましてはですけれども、配膳の過程での感染防止を考慮し、6月から最初の2週間は主食を個包装のもの、パン、もしくは麺でいかせていただいております。

また、副菜につきましても、適切な栄養摂取を配慮しながらも、品数は少なくしております。牛乳は通常どおり、また、デザートにつきましても、個包装のものを提供することとしております。

その後につきましては、その後の感染状況を鑑みながら考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 給食についてもしっかり工夫していただいて、すごくいいことだと思います。でも、子供の中には早く御飯が食べたいなという声も聞こえてまいりました。

答弁にもありましたが、再度、確認させていただきます。

臨時休校で学習の遅れが懸念されますが、文部科学省は、本年度中にできなかった教育課程を数年かけて取り戻す方針を発信されております。坂町ではどのような方針

を立てられておられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

まず、今年度というふうなお話ではございましたが、一番気になる昨年度末の臨時休校につきましても触れさせていただきます。

3月の臨時休校における未履修分に関しましては、4月20日まで本町は学校を開けておりましたので、その間に各校で学習を終えております。

また、4月は26日間の課業日が休業となりましたが、このたびの夏季休業の短縮及び行事の精選等により、休業中の授業時数を確保できると考えております。

児童生徒に過度な負担を強いることなく、計画的に最適な授業時数を確保してまいりたいと考えております。

また、学習の遅れにつきましても、学習内容の定着を把握しつつ、放課後等に個別の補修を実施するなど考え、後れを補うための可能な限りの措置を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 次の質問に移ります。

令和元年度の事務点検の評価報告書の中で、運動能力に対して小中学校共に全国平均値を上回っておりました。中学校に関しては、広島県1位というすばらしい結果でしたが、休校や運動施設が利用できない状況が続いた中で、体力の低下が心配です。対策はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

これまで新型コロナウイルスの感染拡大防止、そして安全を優先してまいりましたので、実際、児童生徒の運動量の確保ができておりません。

今後は、新しい生活様式の実践例等を参考にしつつ、感染対策もまたしっかり講じながら、体育の授業、そして部活動で児童生徒の実態を見極めつつ、運動量の確保に努めてまいりたいと思っております。その結果が体力の向上につながるとともに、また、新型コロナウイルスの感染防止にもつながると考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） ぜひ体力については、学力も大事ですが、体が資本ですので、体力の分、体育の授業がなくなることはないように、子供たちがしっかりクラブ活動なんかでも力が発揮できるような体制を整えてあげてほしいなと思います。そして、体力の強化につながるようにしてほしいなと思います。

次の質問に入ります。

新型コロナウイルスの感染拡大で、大人も子供も家に籠もっていた生活が続いていました。特に子供たちは生活の中心だった学校の臨時休校で生活のリズムが崩れたり、感染へのおそれや家庭での息苦しさで悩んでいないか、心身に不調を来していないかなど、目を向ける必要があります。

町内の小中学校では、緊急事態宣言直後に臨時休校を決定し、解除後には素早く分散登校を開始されるなど、子供本位の対応が行われておりましたので、子供たちの様子も把握できている状況ではないかと思います。現状や対策はどのように考えておられるのでしょうか、教育長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） このたびの長期にわたる臨時休業、通常の夏休みの長期の休業とはまた違って、学校が直接子供たちの顔が見れないという状況で、非常に様々な心配が膨らんだという状況でございました。

また、その状況のまま突然学校が再開しても、生活の乱れ等で子供たちの体調が崩れるのではないかと、あるいは、これは全国的に長期休み明けに心配されるのが、不登校であるとか、自殺者が増える傾向にあると。それに加えて今回のいわゆる未知の感染症といいますか、見えない怖さが学校現場、あるいは保護者、子供の不安であるとか緊張感を高めたんじゃないかというふうに思っております。

本町が早い段階で分散登校による自主登校を開始したのも、これらのいわゆる心配事を早期に把握して、早期に対応、あるいは支援をしていくために、準備期間としてでも開始したというところでございます。

今週の月曜日に本町全ての学校を再開したわけですが、現状といたしましては、分散登校している期間にはやはり心配されるような状況も見受けられましたが、再開後にはそれらもある程度解消して、どの学校も比較的スムーズに再開したという報告を受けております。

今後も継続的に子供たち一人一人をきめ細やかに把握しながら、家庭、あるいは関係機関とも連携し、丁寧に支援し、それから何といたっても感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続しながら、最大限、子供たちの学びを保障していきたいというふうに考えておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「会計年度任用職員制度で住民サービスは図れるのか」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「会計年度任用職員制度で住民サービス向上は図れるのか」の件で質問いたします。

令和2年度4月から始まった非正規公務員の会計年度任用職員制度について、本町の目指す方向性について伺います。

本町においては、移行対象となる非正規職員は非常勤特別職172名程度と臨時的職員115名程度であり、そのうち会計年度任用職員に75名程度移行することで、令和2年度に予算計上されております。

従事する業務としては、組織の管理、運営自体に関する業務などを任用期間1年度以内として雇用し、時間外勤務手当、期末手当を支給するとしています。勤務時間を1日7時間勤務とし、報酬については現行の支給額を下らないことを原則として設定されていると聞いております。

1点目、この制度で令和元年度予算額と令和2年度予算額を伺います。

2点目、個々の報酬について、事務補助員を例に取れば、幾らの上乗せになっているかを伺います。

3点目、任用職員の評価は担当課長が実施すると聞くが、同一労働同一賃金の原則の下、実施しているかどうかを伺います。

4番目、資質の向上を行い、より一層の住民サービス向上を考えられると思いますが、見解を伺いたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「会計年度任用職員制度で住民サービス向上は図れるのか」の件につきましてお答えをいたします。

非正規職員の処遇改善と任用根拠を明確にするため、平成29年5月に地方自治法

及び地方公務員法の一部改正が行われ、本年4月に会計年度任用職員制度が導入されたところでございます。

御質問1点目の、この制度で令和元年度予算額と令和2年度の予算額を伺うについてでございますが、令和元年度の予算額が1億5,395万7千円で、令和2年度が1億8,352万2千円となっております。制度移行に伴う人件費の増額は約三千万円となっております。

御質問2点目の、事務補助員の報酬の増額分はについてでございますが、勤務条件により異なるため一概には申せませんが、年額で約13万円の増額となっております。

御質問3点目の、任用職員の評価は担当課長が実施すると聞くが、同一労働同一賃金の原則の下、実施しているかについてでございますが、会計年度任用職員には事務補助員のほか、業務は多岐にわたっておりますが、担当課長によって業務に応じた適正な指導、評価を行うことといたしております。

御質問4点目の、資質の向上、住民サービス向上を考えられていると思うが、見解を伺うについてでございますが、このたびの制度導入にかかわらず、一般職員と同様に接遇研修等の職場内研修を初め、各種研修への参加機会を設け、資質の向上に努めているところでございます。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 事務補助員の給与について伺うんですが、事務補助員は実績にかなり行政運営上、戦力になっていると思うんですが。それで、ちょっと統計があるんですが、平成29年度の総務省の調査からすれば、事務補助員は14万5千円が事務補助員の平均値とされているというような報告がございました。14万5千円でございます。

本町では、先ほど答弁ございましたように、年額13万円プラスですんで、単純にですね、だから平均ならば約15万円ぐらいになるんですけども、それらの全国平均値より高いと見ていいかどうかをちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

全国平均で14万5千円というお話ですが、国のそういった給与体制に準じてやっておりますので、ほぼ似たような額でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 条件の中で勤務時間というふうな条件がちょっとございました。8時間から7時間にするという理由は何でしょうか。給与調整とかなんかじゃないと思うんですけども、その理由をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤本課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

8時間から7時間になった理由ということでございますが、この制度を検討するに当たりまして、安芸郡4町であるとか、広島県、国、各機関に伺いました。その結果、いずれの市町においても8時間のフルではなく、7時間であるとか、7時間半ということで取決めされておりましたので、うちのほうもそのようにしました。

それと、8時間フルということなら、この制度のたてり上は正規職員と同じということになりますので、7時間ということでさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 評価をする担当課長の教育についてちょっと伺うんですが、これは約75名の会計年度任用職員のバランスとか、えこひいきがあってはならないと思うんですね。

答弁では、担当課長によって、業務に応じた適正な指導、評価を行うと回答をもらいましたけども、課長に対する教育訓練等は実施する予定か、してるんかどうかをちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 藤本課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

この制度を導入するに当たりまして、各担当課長には、どういった評価をするとか、どういう指導をしてくださいというようなことを総務のほうから徹底的に指導を行っております。

また、この会計年度任用職員のこの職につきましても多岐にわたりにまして、それぞれに応じた指導を皆さんにお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） これは私が勝手に思った提案なんですが、例えば任用職員を

正規職員に登用するというのはどうなんじゃろうかのとふと思ったことをちょっと質問するんですが、今現在、坂町は住民一人当たりの職員数は6.9ぐらいだったと思います。これはたしか29年度平均か何かですよ、6.9人。これは県内最下限に当たるんですね。だから採用とかなんかもいろいろとあるんでしょうけども、この適切な指導が評価されて、指導、評価の基に、例えば任用職員を正規職員に登用することは考えたかどうかというふうなことを思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、県内で人口当たりの職員が6.何人で最下位というような意味のことをおっしゃいましたけども、町も、例えば他の自治体と違うところは、保育園を全て民設民営にしておりましたりとか、あるいは給食センター等も、私が就任したときには町の職員でございました。そういう部分も変更したりとかしまして、結構、私が就任したときには百三十数名職員がおったと思いますけれども、今は102名までは削減をさせてもらっておりますけども、そういうところも影響しておるんじゃないかなというふうな、数字に反映されておるんじゃないかなというふうな思いもしておりますが、いずれにしましても、今、大変厳しい状況の中でもございます。また、任用職員の皆さんも一生懸命町民のために懸命に働いて汗を流してくれております気持ちもよく分かりますが、現状では国の制度をしっかりと活用させていただきながら、また、地域の自治体とも同じようなやはり状況の中で、町の運営をしていきたいというふうには考えております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後、質問させていただきます。

このテーマはいわゆる住民サービスの向上の件で伺うんですが、町長のほうに伺ったほうがええと思うんですが、いずれにしても、答弁にありましたように、約3千万円、余分に行政から金が出るんですよ、一応。住民にとってはプラスにならなくてはずじつまが合わんと思うんですよ。したがって、行政サービスの質の向上が図られなくてはならないと思うんですが、その辺の見解はいかがでしょう。

○議長（川本英輔議員） 藤本課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

何せこの事態制度が国が決めてまして、全国的にスタートした制度でございまして、3千万円増えたからといってどうこういう問題ではなく、以前から会計年度任用職員

さん、元の臨時職員さんにつきましては、職員と同様、一生懸命頑張っていたいただいております。

当初、この制度が導入されるときには、国において何らかの財政措置がされるのではなかろうかというような話もありましたが、結局、いまだそういったはっきりした回答は得てない状況でございます。したがって、全国的にスタートした制度でございますので、当町だけがこれが増えたからどうこうという問題ではございませんので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 発議第2号「国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書について」を議題にします。

事務局長に意見書を朗読させます。

西谷事務局長。

○議長（川本英輔議員） 西谷事務局長。

○議会事務局長（西谷信樹君） 国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書。

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が令和元年12月1日に施行された。

成育基本法では、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的に掲げ、社会的経済的状況にかかわらず、安心して次代の社会を担う子供を産み育てることができる環境が整備されるように推進することを基本理念とし、国は成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとしている。

多くの自治体で旧妊娠中毒症等療養援護と同様の制度があるが、疾患や受診科目による制限のない妊産婦医療費助成制度は13道県156市町村の実施にとどまっている。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦について費用の心配なく医療が受けられるようにすることが不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

1、疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月5日、広島県坂町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛て。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 本件について、提案理由の説明を求めます。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 発議第2号「国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書について」御説明いたします。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律が令和元年12月1日に施行されました。

成育基本法では、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的に掲げ、社会的、経済的状況にかかわらず、安心して次代の社会を担う子供を産み育てることができる環境が整備されるように推進することを基本理念とし、国は成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとしているところでございます。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦について、費用の心配なく医療を受けられるようにすることが不可欠であり、それらを解決することが少子化対策にもつながるものと考えます。

よって、国においては、疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現することについて特段の措置を講じるよう強く要望するため、本意見書を提出します。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） この発議の提出者は議員11名です。

質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 発議第2号の意見書を提出することに、賛成の方は挙手願ひ

ます。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

発議第2号は提出することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれをもって延会とします。

再開は、6月8日午前10時とします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

(起 立)

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

(散会 午後2時55分)